

第4節 社会教育関連

[1] 公民館

I. 概要

昭和22年3月31日に教育基本法が施行された後、日本国憲法が施行された5月3日に大津市は全国に先駆けて現在の旧大津公会堂に大津公民館を設置し、地域に根ざした生涯学習の推進や芸術文化・スポーツ・レクリエーション活動の発展に寄与してきた。そして昭和49年の「大津市総合計画」においては「市民都市大津」を目指して1学区1市民センター構想を打ち出し、支所と公民館を併設した市民センターの設置を進めてきた。現在では2小学校区を除く35小学校区に概ね支所に併設する形で公民館を開設し、大津公民館と分館を含めると38の公民館を擁している。

公民館の開館時間は、休館日(12月29日～1月3日、大津公民館については毎週月曜日・祝祭日)を除く午前9時から午後10時までとなっており、利用者は1時間単位で利用することができる。

1. 公民館施設一覧

公民館名	所在地 (大津市)	開館年月日	面積(m ²)	階数	主要施設
木戸	木戸58	平成22年4月3日	1,067	3	大会議室2、中会議室2、和室1、調理実習室1
和邇	和邇中94-1	昭和46年3月31日	566	2	中会議室1、小会議室4、和室3
小野	湖青一丁目1-2	昭和57年3月20日	641	2	大会議室1、小会議室2、和室2、調理実習室1
小野分館	湖青一丁目1-5	昭和63年12月4日	220	1	大会議室1
葛川	葛川坊村町237-37	昭和57年10月8日	420	2	大会議室1、和室2、調理実習室1
伊香立	伊香立生津町133-1	昭和57年7月18日	539	2	大会議室1、中会議室1、和室2、調理実習室
真野北	緑町4-1	平成6年4月1日	944	3	大会議室1、小会議室4、和室2、調理実習室1
真野	真野四丁目6-2	昭和56年1月1日	755	2	大会議室2、中会議室2、和室1、調理実習室1
堅田	本堅田三丁目8-1	昭和55年3月10日	1,005	3	大会議室1、小会議室4、和室3、作業室1、調理実習室1
仰木	仰木四丁目15-11	昭和50年4月1日	671	3	大会議室1、中会議室1、和室1、調理実習室1
仰木の里	仰木の里七丁目1-25	平成9年4月1日	1,005	3	大会議室1、小会議室4、和室2、調理実習室1
雄琴	雄琴一丁目17-2	昭和52年4月1日	574	2	大会議室1、中会議室1、小会議室2、和室1、調理実習室1
日吉台	日吉台一丁目15-1	昭和54年6月30日	731	1	大会議室1、中会議室3、和室2、調理実習室1
坂本	坂本六丁目1-12	昭和58年12月3日	640	2	大会議室1、小会議室2、和室2、調理実習室1

坂本分館	坂本六丁目 11-48	平成24年4月1日	347	2	中会議室1、和室3
下阪本	下阪本三丁目 14-30	昭和54年1月1日	1,127	4	大会議室1、中会議室1、小会議室4、和室2、調理実習室1、研修室1
唐崎	唐崎二丁目 10-1	昭和57年10月19日	866	2	大会議室1、中会議室2、小会議室2、和室2、調理実習室1
滋賀	南志賀一丁目 8-32	昭和50年1月1日	809	3	大会議室1、小会議室2、和室3、調理実習室1
山中比叡平	比叡平三丁目 57-1	昭和59年5月21日	468	2	大会議室1、小会議室2、和室2、調理実習室1
藤尾	横木二丁目 4-1	平成20年4月14日	518	3	大会議室1、小会議室4、和室1、調理実習室1
長等	大門通16-40	昭和54年10月1日	623	2	大会議室1、中会議室1、小会議室2、和室2、調理実習室1
逢坂	京町三丁目 1-3	昭和58年9月6日	631	2	中会議室2、小会議室1、和室2、調理実習室1
中央	中央二丁目 2-5	昭和60年4月30日	984	3	大会議室1、中会議室3、小会議室1、和室2、調理実習室1
平野	打出浜 10-30	昭和53年10月1日	557	2	大会議室1、小会議室3、和室2、調理実習室1
膳所	本丸町6-40	昭和63年11月20日	1,733	3	大会議室1、中会議室2、小会議室3、和室3、調理実習室1
富士見	富士見台 3-30	昭和56年4月1日	860	2	大会議室1、中会議室2、小会議室4、和室2、調理実習室1
晴嵐	北大路一丁目 9-5	昭和47年10月21日	1,259	3	大会議室1、中会議室1、小会議室3、和室2、調理実習室1、視聴覚室1
石山	石山寺二丁目 15-15	昭和52年4月1日	897	3	大会議室1、小会議室3、和室2、調理実習室1
南郷	南郷一丁目 12-13	昭和58年4月1日	1,025	3	大会議室1、中会議室2、和室2、調理実習室1
大石	大石中一丁目 7-4	昭和56年4月1日	538	2	大会議室1、小会議室2、和室2、調理実習室1
田上	里三丁目9-1	平成25年2月18日	1,289	3	大会議室1、中会議室3、小会議室1、和室2、調理実習室1
上田上	牧一丁目 1-24	昭和55年4月1日	471	2	大会議室1、小会議室1、和室3、調理実習室1
青山	吉山五丁目 13-36	平成21年4月13日	477	3	大会議室1、小会議室4、和室1、調理実習室1
瀬田	大江三丁目 2-1	昭和57年4月1日	1,472	3	大会議室1、中会議室2、和室3、多目的室1、作業室1、調理実習室1、視聴覚室1
瀬田北	大將軍一丁目 14-30	平成3年6月17日	921	3	大会議室1、中会議室2、小会議室2、和室2、調理実習室1
瀬田南	神領三丁目 8-9	平成3年5月1日	931	3	大会議室1、小会議室4、和室2、調理実習室1
瀬田東	一里山三丁目 16-1	平成4年6月15日	935	3	大会議室1、小会議室4、和室2、調理実習室1
大津	島の関14-1	昭和50年4月3日	2,014	3	大会議室1、中会議室2、小会議室4、和室1、造形実習室1、レクリエーション室1、調理実習室1

※小会議室は50㎡未満、中会議室は50㎡以上100㎡未満、大会議室は100㎡以上として施設内容を表記している。それ以外の施設については面積を勘案せずに施設名称と部屋数を表記している。

※和邇と小野分館は公民館単独施設、大津公民館は大津市民会館内、それ以外は支所と併設となっている。

平成5年以降に開設された公民館は7館であり、それ以外の公民館は開設から20年以上経過している。最も古い公民館施設は和邇公民館で、築42年(平成24年度末)である。監査人が行った調査票の回答結果において、施設の現状に問題がないとしたのは3館のみであり、軽微な修繕が必要と回答したのは11館、大規模な修繕が必要と回答したのは9館、近い将来建替えを検討すべきと回答したのは10館に及んでおり、公民館の半数において大規模な修繕や建替えを必要とされており、公民館施設の老朽化問題がある。

2. 設置条例等

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例

大津市立公民館の管理運営に関する規則

3. 設置目的

公民館の設置目的は、日本国憲法、教育基本法の理念に基づいて社会教育法によって定められている。公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする(社会教育法第20条)。

(参考法令)

○日本国憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○社会教育法

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

4. 他自治体との比較

大津市と同様に中核市として指定されている市は現在 42 あり、そのうち人口 300 千人から 400 千人規模の 19 中核市で比較すると、公民館数 10 館以下が 5 市、50 館以上が 4 市となっており設置数にはばらつきがあったが、平均すると 31.1 であり、大津市の公民館数 38 館は平均より多かった。さらに大津市の地理的状況が南北に長いことを考慮し、人口密度が類似している 6 市において比較してみたが、同様に平均 32.2 より大津市の公民館数は多い結果となった。

また、類似中核市の公民館数は 1 館から 97 館までと幅広く、それぞれの政策により公民館設置数にはばらつきがあることが分かる。

人口類似中核都市別公民館数

中核都市名	人口 (千人)	公民館 数
和歌山県和歌山市	367	1
福岡県久留米市	301	4
沖縄県那覇市	318	7
秋田県秋田市	321	7
愛知県岡崎市	374	8
岩手県盛岡市	300	14
大阪府高槻市	355	14
埼玉県川越市	346	19
宮崎県宮崎市	402	20
群馬県前橋市	337	21
北海道旭川市	344	29
福島県いわき市	330	36
高知県高知市	341	40
群馬県高崎市	371	44
大阪府豊中市	391	45
奈良県奈良市	364	51
長野県長野市	379	60
愛知県豊橋市	375	73
福島県郡山市	328	97
19都市平均		31.1
滋賀県大津市	340	38

人口密度類似中核都市別公民館数

中核都市名	面積(km ²)	人口密度 (人/km ²)	公民館 数
愛知県岡崎市	387.24	966	8
大分県大分市	501.28	951	13
宮崎県宮崎市	644.61	624	20
北海道旭川市	747.60	461	29
群馬県高崎市	459.41	809	44
広島県福山市	518.14	892	79
6都市平均			32.2
滋賀県大津市	464.10	734	38

※人口は平成 24 年 10 月 1 日の推計人口で千人未満を切捨てており、面積は平成 24 年 10 月 1 日の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より、人口密度は小数点以下第 1 位を四捨五入している。

※公民館数は厚生労働省の「平成 23 年度社会教育調査」を基にしている。

5. 事業

公民館は、おおむね、次の事業を行うと社会教育法第 22 条に定められている。

- ①定期講座を開設すること。
- ②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- ③図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- ④体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- ⑤各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- ⑥その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

いわゆる公民館が企画等を行う独自事業としては①から⑤までが該当し、⑥は貸室業務である。

(1) 事業実施状況

平成 24 年度に公民館が主催又は共催した事業数は 1,707 回で参加者はのべ 77,147 人となっている。

監査人が行った分館を除く 36 公民館への調査票に対する回答では、平成 24 年度における①から⑤の公民館主催で実施された事業についての状況は次のとおりであった。

平成 24 年度 事業開催数別公民館数

内 容	0 回	1～20 回	21～40 回	41 回以上	計
① 定期講座の開設	4	19	8	5	36
② 討論会等の開催	5	26	4	1	36
④ 体育集会等の開催	18	16	2		36
内 容	有	無	計		
③ 図書の備え等	31	5	36		
⑤ 各種団体との連絡	35	1	36		

定期講座の開設①については年 20 回以下の開催が約 64%となっており、討論会等の開催②と体育集会等の開催④についてはほとんどの公民館で年 20 回以下の開催であった。全体的な傾向としてそれぞれの事業で月に 2 回までの開催が多く、体育集会等④については開催していない公民館が半数にのぼっている状況である。

(2) 事業内容

平成 24 年度における公民館全体の講座等開催費用は 7,760 千円であり、大津公民館と分館を除く 35 館で単純平均すると 1 館当たり 221 千円となっている。教育委員会が年度当初に全体的公民館事業計画をたてたうえで、具体的な運営は各公民館に委ねられている。

講座等開催以外の公民館事業としては、貸室事業、相談・学習援助事業、情報通信機器の活用、情報発信活動がある。

平成 24 年度講座等開催事業

事業名	対象者	内 容	具体例	開催数(1 館 当たり単純 平均)、参加 者数平均
地域人材育成 事業	定年退 職者等	地域での仲間づくりを行い、地域の 担い手として自主的に活動する市民 の育成	そば打ち・男性料 理教室・パソコン 教室・陶芸教室・ 歴史ハイキング	168 (4.6)、 18.0
家庭教育推進 事業				
子どもの居場 所づくり事業 ①	乳幼児 親子	子育て中の親同士の交流や情報交換 の場を提供。地域ボランティアの支 援を得ながら、乳幼児親子が安心して 集える場所を提供	親子リズム体操・ ベビーマッサージ・身体測定・子 育て相談	207(5.7)、 39.3
子どもの居場 所づくり事業 ②	小学生	地域での様々な体験を通して、子ど もたちの社会性や公共性を養い、地 域ボランティアの支援を得ながら、 安心・安全な居場所を提供	自然観察会・キャン プ・ハイキン グ・餅つき・将棋・ 囲碁	202(5.6)、 35.0
子ども読書活 動推進事業	子ども	「大津市子ども読書活動推進計画」 に基づき、子どもの読書離れを防ぎ、 読書の喜びを教えるとともに読書を 通じた生きる力を身につけさせる	絵本の読聞かせ・ 人形劇・ストーリ ーテリング・紙芝 居	105(2.9)、 49.9
高齢者生涯学 習事業	高齢者	高齢者に関わる事業	振込め詐欺防止に 向けて・介護の仕方	111(3.0)、 31.3
地域再発見推 進事業		地域の史跡や遺跡、伝統文化などを 知ることで地域の愛着を深めるきっ かけづくり	大津京の秘密をさ ぐる・わがまちの歴 史マップを作ろう	40(1.1)、29.0
人権学習		人権学習の地域浸透に努める。		33(0.9)、75.6
随時事業		地域の伝統や特色を後世に継承して いく為の事業や、各公民館で創意工 夫をこらした事業。	防災・食育・グラ ンドゴルフ・ウォ ーキング・体操教 室	143(3.9)、 25.3
協同事業		近隣公民館で相互に自主性を尊重 し、共に協力・保管しあいながら多 面的な講座開設を行う。	クリスマスコンサ ート	8(0.2)、62
地域女性リー ダー養成事業	女性	男女共同参画社会の実現に向け、地 域女性リーダーを育成し、新たなグ ループの結成及び女性加入促進に繋 げる。	女性のための各種 講座	22(0.6)、30.5
			合 計	1,039(28.8)、 34.1

平成 24 年度においては 8 つの柱として、上記地域人材育成事業、家庭教育推進事業、高
齢者生涯学習推進事業、地域再発見推進事業、人権・生涯学習推進事業、趣味・教養等随
時事業、協同事業、地域女性リーダー養成事業を掲げ講座を開催している。全講座開催数

は1,039で、参加者のべ人数は約35千人にのぼり、1講座当たりの参加者平均は約34人である。小学生以下を対象とする講座は514で全体の約半分を占めており、次いで高齢者対象講座が279で全体の約26.8%を占めている。全般的に小学生以下の子供と高齢者向けの講座が多く、中高生や勤労世代を対象にした講座は相対的に少ない。なお、平成25年度においては地域人材育成事業、子どもの居場所づくり事業、高齢者生涯学習推進事業の3本柱に凝縮し、予算も縮小している。

6. 歳入歳出状況

平成22年度から平成24年度の公民館事業に係る決算額は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(歳入)			
公民館使用料	3,190	3,324	3,282
ガス器具等使用料	167	149	127
公民館印刷機使用料等	793	1,056	2,650
歳入合計	4,151	4,530	6,059
(歳出)			
人件費	97,587	98,754	103,520
公民館施設整備事業費	0	0	3,205
公民館講座等開設費	6,456	6,442	7,760
公民館管理運営費	38,601	37,441	43,843
歳出合計	142,644	142,637	158,329

(1) 主な歳入項目

①公民館使用料

公民館施設を貸して得た使用料収入であり、条例において公民館ごとに各施設の料金を定めている。しかし、実際には利用者のうち使用料が減免される場合がほとんどであり、教育委員会担当者の試算によると平成24年度において利用者のうち使用料の支払があったのは1割ほどであった。また、公民館が開設する講座等で参加者から徴収する料金は、基本的に実費相当額で、かつ講師との直接取引となるため、公民館の歳入としては計上されない。

②公民館印刷機使用料等

主に公民館を利用する団体等が印刷機等を使用した場合に徴収する使用料であるが、平成24年12月までは各公民館で徴収金額が異なっていたため、「大津市立公民館印刷機の使用に係る実費相当額徴収要領」を定め、平成25年1月1日より徴収額を統一している。実費相当額とは、製版代やインク代をもとに計算されており、印刷機代や修理代は含まれていない。

(2) 主な歳出項目

①人件費

各公民館に配置している生涯学習専門員の給与・社会保険料・通勤手当であり、嘱託職員 37 人と臨時職員 2 人分である。なお、公民館長をはじめとするその他職員は支所職員が兼務しており、その人件費は公民館費としては計上されていない

②公民館施設整備事業費

平成 24 年度に建替えした田上公民館に新しく整備した備品や消耗品の支出であり、平成 24 年度のみ計上となっている。

③公民館講座等開設費

平成 24 年度は 8 つの講座開設事業を掲げ、主な予算として、平成 23 年度に子育て支援事業を実施している公民館には報償費(講師謝礼等)を 185 千円、実施していない公民館では 135 千円で運営された。

④公民館管理運営費

平成 24 年度では、大津公民館を指定管理者に運営委託している委託料が 23,500 千円と公民館管理運営費の約 53.6%を占め、その他では備品や消耗品の購入が 9,779 千円、通信運搬費が 1,794 千円、水道光熱費が 1,253 千円となっている。

7. 使用料収入

公民館施設を使用するにあたっての料金は、各公民館の施設内容に応じ、また午後 5 時以降については朝と昼の料金の 2 割 5 分増となるよう計算して決めており、それぞれ「大津市立公民館の設置及び管理に関する条例」で定めている。例示として唐崎公民館の使用料は下表のとおりである。

なお使用者は、希望する場合には毎時 0 分から始まる 1 時間を単位とする任意の時間帯で使用することができ、その場合は 1 時間当たりの使用料金(10 円未満の端数が生じたときは 10 円に切上げ)に使用時間数を乗じた額を納付する必要がある。また、使用料は使用許可された際に納付しなければならず、使用者都合で後に使用を止めても還付されないこととなっている。

大津市立唐崎公民館の使用料 (単位:円)

室名 \ 使用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
大会議室	3,570	3,570	4,460
中会議室 1	1,120	1,120	1,400
中会議室 2	1,120	1,120	1,400
小会議室 1	510	510	640
小会議室 2	510	510	640
和室 1	510	510	640
和室 2	510	510	640
調理実習室	510	510	640

※公民館によっては会議室に大中小の区分を用いず、第 1 会議室、第 2 会議室といった名称を用いている場合がある。

(1) 使用料の経緯

消費税導入前の平成元年 4 月以前の公民館使用料は、建物の建築価格・土地の評価額・維持管理費をもとに単位面積・時間あたりにそれぞれ計算して合算した価格を基準に、会議室等の面積に乗じた価格設定を行っていた。

消費税導入時の平成元年 4 月以降については、各公民館での価格が統一されていないことから、部屋の面積に応じた段階別料金制を設定して統一価格とし、平成 9 年 4 月に消費税率が 3%から 5%に引き上げられた時に、その使用料を消費税抜きにして 105%を乗じた価格に設定し直して現在に至っている。

大津市は、施設使用料設定について議論を重ねており平成 23 年 3 月には施設使用料設定基準を取りまとめ、施設使用料設定の基本方針から算定方式などを公表している。平成 25 年度において現施設の維持管理に係る経費等を考慮し、改めて各施設の使用料の適正化を図ることとし、107 の施設を対象に使用料の算定を行い、現行使用料との差額が大きい 22 の施設について改定を行い、平成 26 年 4 月より施行することとなった。ただし、公民館使用料については改定されず、現行のままとなっている。

(2) 使用料の減免

「大津市立公民館の設置及び管理に関する条例」の第 8 条において、会議室等の施設使用料を減免することができる場合を定めている。

- ①社会福祉法第 22 条に規定する事業に該当すると認めるとき。
- ②公用又は公益を目的とするとき。
- ③その他市長が特別の事由があると認めるとき。
また、「大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則」の第 4 条においてその減免する額を定めている。
- ④本市及び大津市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合 全額
- ⑤公共的な団体又は機関が、各教育施設の設置目的に応じた事業で公益に資すると認められるものに使用する場合（博物館の企画展示室を使用する場合を除く。） 全額
- ⑥市内に所在する義務教育諸学校、幼稚園及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設が実施する事業に使用する場合 全額
(第 2 項、第 3 項省略)

減免基準として挙げられている社会教育法第 22 条に規定する事業に該当すると認めるときとは、公民館が講座等を開設する場合等と同条第 6 号で規定されている「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」である。後者の具体的内容については、教育委員会が平成 20 年に作成している「大津市立公民館運営の手引き」によると、利用する団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であり、広く一般に開放され、学んだ知識や技能あるいはその精神を生かして、地域全体の活動や地域振興につながるものとするとしており、具体的事例として次のように挙げられている。

- ①自治会、女性会、子ども会、PTA、社会福祉協議会、老人クラブ、体育協会等の地域の各種団体やNPO法人等が、コミュニティの醸成、教育の振興、社会福祉の増進、青少年の健全育成、地域の安全等、地域活動や地域振興を目的として利用する場合。
- ②地域住民等で構成され、文化、教養、体育、レクリエーション等に関する学習活動を自主的かつ主体的に取り組んでいる自主学习グループのうち、定期的に公民館を利用するなどの大津市の基準を満たして登録するグループ(以下、利用者団体という)が、定例の活動を行う場合。
- ③大津市が市民福祉等の向上のために支援した団体(例えば、消費生活センターが関わる消費者団体や環境フォーラム)が、市政に沿った事業展開をするために利用する場合。
- ④自主学习グループ等が、住民に広く門戸を広げて学びの成果を地域社会に還元する目的で使用する場合。

8. 職員の配置

大津市においては、和邇公民館、大津公民館と分館を除く公民館34施設は市民センターに併設されており、公民館職員と支所職員は兼職にてお互いの業務に従事できることとなっている。昭和58年までは、大半の公民館で公民館長は嘱託職員であり、支所長は公民館参事を兼務していた。その後、徐々に支所長の公民館長兼務が行われ、平成8年度には全ての公民館において支所長が公民館長を兼務することとなった。平成20年4月には市内35支所のうち9支所に市職員出身者を嘱託支所長として配置し、平成24年4月には市内36支所全ての支所長が嘱託職員となり、公民館長も兼務となっている。

公民館の職員配置としては概ね次表のような配置となっており、公民館長と生涯学習専門員、そして嘱託職員が嘱託にて雇用されており、次長や主査が支所職員として正規雇用されている。

公民館の事務分担例

職名	公民館職員 の辞令	担当事務
公民館長 (兼支所長)	なし	館の管理運営と統括に関する事。 各種団体の連絡調整に関する事。 公印の保管に関する事。
次長(兼支所次長)	なし	公民館館長補佐
主幹 (兼支所主幹)	なし	社会教育法第22条各号に規定する事業の実施に関する事。 人権学習及び生涯学習の推進に関する事。 各種団体及び公民館相互の連携、調整に関する事。 行事の共催及び後援に関する事。 公民館の施設、設備及び備品の維持管理に関する事。 公印の保管に関する事。公民館の一般庶務に関する事。
生涯学習専門員 (兼支所嘱託)	あり	社会教育法第22条各号に規定する事業の実施に関する事。 人権学習及び生涯学習の推進に関する事。 各種団体及び公民館相互の連携、調整に関する事。 生涯学習の推進に関する事。 住民組織、関係団体の指導・育成及び連絡調整に関する事。 行事の共催及び後援に関する事。

		公民館の施設、設備及び備品の維持管理に関すること。 公民館の庶務に関すること。 運営協議会に関すること。 青少年活動の推進のための事業に関すること。
嘱託（兼支所嘱託）	なし	公民館業務補助
嘱託（兼支所嘱託）	なし	公民館業務補助

公民館職員のうち、公民館の給与として支払が行われているのは1館につき1人の生涯学習専門員である場合がほとんどであり、かつ全員が嘱託職員として雇用されている。平成24年度の公民館費158,329千円のうち人件費として計上されているものを挙げると、嘱託職員37人で101,151千円、臨時職員2人で2,368千円の合計103,520千円となっている。従って公民館長以下支所職員の辞令を交付されて公民館業務を兼職とされている者の人件費は公民館費として計上されていない。

9. 運営審議会

社会教育法第29条に基づき大津市立公民館運営審議会が設置されており、委員は社会教育委員会の委員が兼任し平成24年7月から2年の任期となっている。平成24年度中は平成25年2月13日に会議が1回開催され、平成24年度講座等開設事業の経過報告と平成25年度の事業計画案の承認が主な議題となっている。社会教育委員会は、平成24年度に今後の大津市立公民館のあり方について諮問されたのを受けて、5回の会議と東近江市のコミュニティセンターを視察したうえで平成25年10月に教育委員会に答申している。

10. 利用状況

平成24年度における公民館全体の施設利用回数は50,278回で利用者はのべ731,083人にのぼっており、館外での活動も含めると利用回数は51,985回で利用者はのべ808,230人である。

公民館全体の利用回数と利用者数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用回数(回)	53,170	52,867	51,985
のべ利用者数	840,925	840,060	808,230

※館外での公民館活動も含まれている。

また、公民館全体の利用回数51,985回のうち、自主事業の利用回数は1,707回、利用者団体の利用は32,737回、その他一般の利用は17,541回となっており、自主事業による利用よりも利用者団体や一般の貸室利用が多く、全体の96.7%も占めている。

平成24年度 公民館利用状況

公民館名	公民館の自主事業		利用者団体の利用		その他一般の利用		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
大津	7	108	3,045	41,618	468	5,941	3,520	47,667
木戸	30	973	521	4,717	305	6,434	856	12,124
和邇	12	806	1,460	13,238	187	2,442	1,659	16,486
小野	18	405	1,437	16,326	353	6,891	1,808	23,622
小野分館	0	0	841	8,412	3	90	844	8,502
葛川	18	676	0	0	116	1,452	134	2,128
伊香立	41	1,009	142	967	134	1,940	317	3,916
真野北	70	3,354	1,314	13,770	639	5,758	2,023	22,882
真野	54	1,013	788	8,378	341	5,847	1,183	15,238
堅田	36	1,994	989	9,316	794	12,153	1,819	23,463
仰木	34	970	331	2,780	246	3,450	611	7,200
仰木の里	151	14,548	1,846	23,744	1,105	17,351	3,102	55,643
雄琴	17	635	552	4,046	291	4,896	860	9,577
日吉台	42	2,512	1,026	13,887	375	5,706	1,443	22,105
坂本	51	2,797	655	7,856	521	10,149	1,227	20,802
坂本分館	2	113	40	536	14	103	56	752
下坂本	105	5,418	908	10,664	374	6,290	1,387	22,372
唐崎	37	1,999	906	12,536	777	13,106	1,720	27,641
滋賀	34	1,212	655	8,685	576	10,601	1,265	20,498
山中比叡平	99	2,048	459	5,177	158	1,715	716	8,940
藤尾	40	1,304	594	5,852	363	5,557	997	12,713
長等	106	1,468	428	7,543	734	12,127	1,268	21,138
逢坂	58	1,935	627	8,902	620	9,357	1,305	20,194
中央	38	1,773	418	4,945	803	12,788	1,259	19,506
平野	32	922	900	12,819	833	13,254	1,765	26,995
膳所	26	876	1,718	31,219	582	12,900	2,326	44,995
富士見	124	2,754	972	12,889	67	936	1,163	16,579
晴嵐	20	655	818	12,952	821	15,025	1,659	28,632
石山	128	5,905	944	13,164	466	6,459	1,538	25,528
南郷	54	2,103	973	10,706	525	8,027	1,552	20,836
大石	17	413	541	4,679	205	5,264	763	10,356
田上	13	299	34	340	63	919	110	1,558
上田上	28	803	494	4,652	150	2,772	672	8,227
青山	22	1,123	963	19,030	720	15,070	1,705	35,223
瀬田	21	1,073	1,132	18,648	1,009	20,376	2,162	40,097
瀬田北	44	2,633	944	16,364	646	15,033	1,634	34,030
瀬田南	35	3,745	1,077	16,853	462	11,226	1,574	31,824
瀬田東	43	4,773	1,245	18,067	695	15,401	1,983	38,241
合計	1,707	77,147	32,737	426,277	17,541	304,806	51,985	808,230
割合	3.3%	9.5%	63.0%	52.7%	33.7%	37.7%	100.0%	100.0%

平成25年10月「大津市の公民館のあり方について」(大津市社会教育委員会)より転載。割合部分は加工。

さらに、監査人は担当者より基礎資料を入手し、公民館別の全体、部屋別稼働率を集計し次のとおり図表にした。稼働率とは開館時間のうち利用された時間が占める割合であり、公民館の利用が1時間単位で可能となっているため、1時間単位で集計している。なお、田上公民館については、平成24年度に建替えしており、平成25年2月18日に開館してからのデータとなっている。

(1) 全体の傾向

公民館別に稼働率を集計すると、稼働率が10%に満たない公民館は38館中9館、10%以上20%未満が16館、20%以上30%未満が10館、30%以上が3館となっている。公民館全体での稼働率は16.5%となっている。

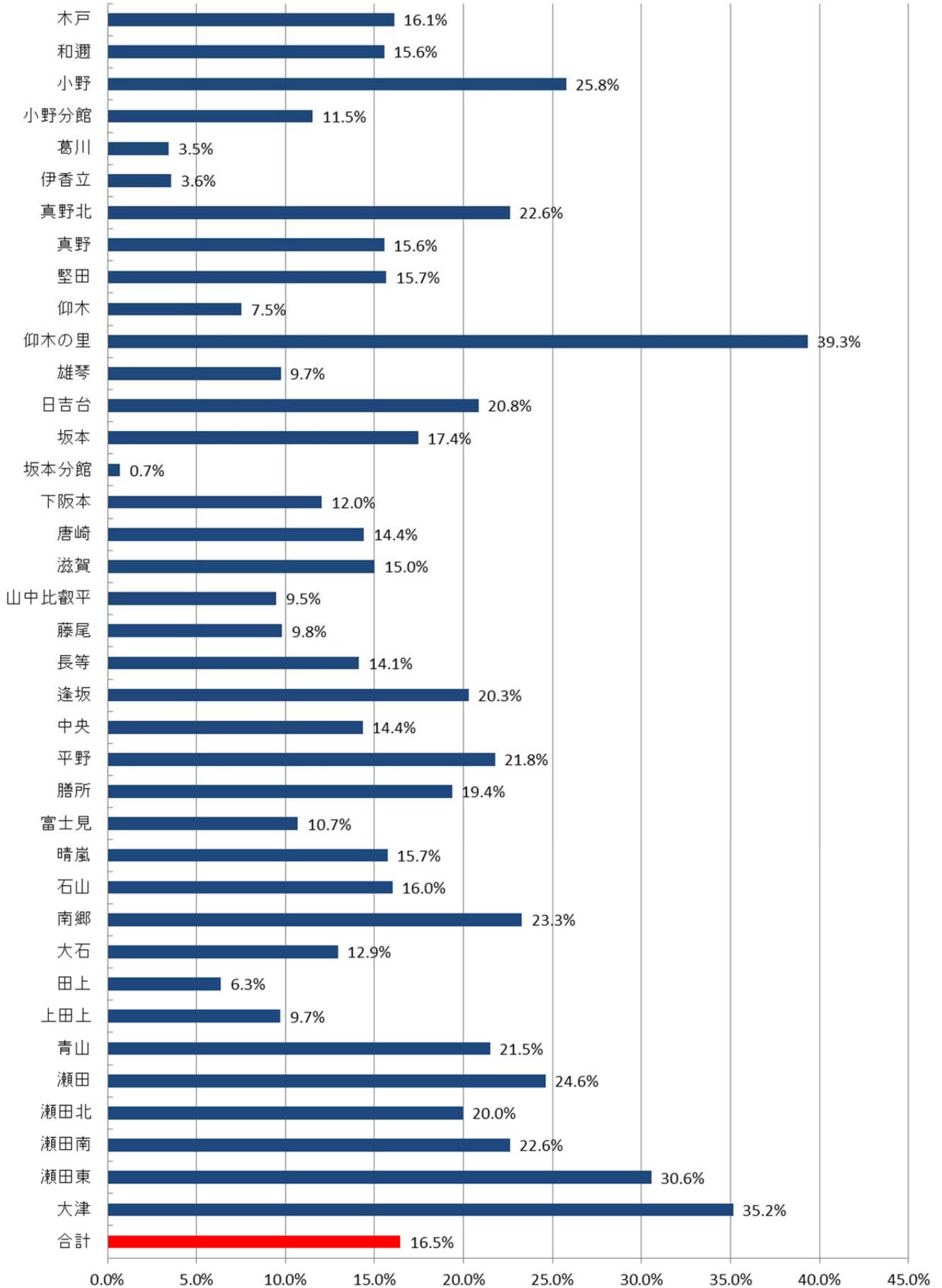
仰木の里公民館の稼働率が高い理由としては、その地区に自治会館がないことが挙げられる。また、瀬田地域は相対的に他の地域より稼働率が高く20%以上である。逆に葛川や伊香立といった相対的に人口密度が低く高齢化が進んでいる地域においては稼働率が低い状況である。他に特徴的なこととしては、坂本公民館分館の利用率が極端に低いことが挙げられる。

監査人が行った全公民館への調査票の結果によると、公民館の施設規模が現状で問題ないと回答したのは36館中21館、貸室が少ないと回答したのは9館であり、逆に貸室が多いと回答した公民館は2館しかなく、現場の感覚として現状の稼働率は低いという認識はないと思われる。

(2) 部屋別の傾向

大会議室の利用率が34.4%で一番高く、調理実習室が4.5%と一番低くなっており、和室、中会議室、小会議室はともに10%台の稼働率となっている。大会議室以外の部屋については稼働率の低さが目立っており、特に調理実習室はほとんど利用されていない状況である。

平成24年度稼働率



平成24年度 部屋別稼働率

公民館	大会議室	中会議室	小会議室	調理室	和室	備考
木戸	24.6%	7.3%		6.3%	6.7%	
和邇		32.8%	10.4%		16.0%	
小野	52.7%		22.3%	2.6%	10.8%	
小野分館	56.0%					
葛川	3.9%			0.3%	5.0%	
伊香立	6.5%	4.7%		2.1%	1.6%	
真野北	51.8%		17.0%	4.9%	22.4%	
真野	21.8%	9.8%		5.5%	10.1%	
堅田	32.3%		17.5%	3.1%	15.9%	
仰木	14.0%	9.4%		0.8%	4.5%	老人室稼働率5.6%
仰木の里	55.9%		45.7%	7.9%	39.5%	ロビー稼働率7.6%
雄琴	20.3%	4.6%	10.1%	2.4%	5.5%	
日吉台	40.9%	14.0%		8.4%	22.5%	調理室には和室2も含む
坂本	33.8%		14.3%	5.2%	13.3%	
坂本分館		2.1%			0.2%	
下阪本	35.4%	12.3%	6.4%	4.6%	7.5%	中会議室には第5会議室(小会議室)も含む。研修室稼働率14.5%
唐崎	44.3%	13.2%	13.0%	5.3%	16.8%	図書コーナー稼働率1.3% 相談室稼働率1.7%
滋賀	41.2%		13.0%	1.3%	5.1%	
山中比叡平	27.3%		5.9%	0.9%	2.4%	
藤尾	27.6%		7.2%	3.4%	5.0%	
長等	28.9%	15.4%	14.6%	6.4%	10.6%	談話室稼働率3.0%
逢坂	35.9%	28.4%	23.8%	4.3%	13.2%	
中央	34.8%	15.4%	9.0%	4.7%	7.1%	
平野	43.9%		20.5%	3.4%	10.6%	
膳所	46.3%	14.4%	23.3%	3.5%	14.0%	
富士見	37.1%	9.6%	6.8%	3.7%	4.1%	
晴嵐		17.3%	11.8%	1.6%	9.9%	視聴覚室稼働率16.0% 3Fホール稼働率36.2%
石山	39.4%		9.6%	1.8%	12.7%	図書室稼働率13.7%
南郷	34.9%	21.2%		8.3%	16.6%	
大石	16.7%		13.6%	2.5%	15.9%	
田上	16.7%	3.4%	11.4%	3.1%	4.7%	建替えにより平成25年2月18日から閉館している。
上田上	17.8%		12.0%	3.0%	12.2%	児童室稼働率0.4%
青山	54.9%		15.2%	3.6%	13.9%	
瀬田	49.6%	20.5%		10.2%	17.8%	
瀬田北	43.1%	18.3%	25.2%	5.9%	9.0%	
瀬田南	34.8%		22.9%	7.2%	19.0%	
瀬田東	40.6%		30.0%	10.5%	28.0%	
大津	52.3%	31.0%	25.2%	8.2%	21.3%	
平均	34.5%	15.3%	16.1%	4.5%	12.0%	

※会議室は大(100㎡以上)、中(50㎡以上100㎡未満)、小(50㎡未満)と面積に応じて分けている。

※基礎データで2部屋分を1部屋で集計しているものがある(備考欄参照)。

1 1. 使用許可に関する取扱

公民館は住民に施設を貸し出し(社会教育法第 22 条第 6 号)、正当な理由がない限り使用を許可しなければならない、また不当な差別的取扱いをしてはならない(地方自治法第 244 条)とされている。

ただし、社会教育法第 23 条に公民館の運営方針として次の行為を行ってはならないとされている。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

また、市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならないとも規定されている。従って、公民館は社会教育施設として非営利性、政治的中立性、宗教的中立性を保持しなければならないとされている。

施設を貸与できるかどうかの判断は難しく、「天津市立公民館運営の手引き」においてそれぞれの解釈を記載し、年度当初に各公民館職員へ渡すとともに使用許可に関する取扱いを周知している。要約すると次のとおりである。

(1) 営利性

社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号は、公民館自らが営利行為を行うことを禁止するとともに、特定人にその収益を帰属させることを禁じている。ただし公民館事業や施設貸与による料金の徴収や物品販売等の営利的要素をすべて禁じているわけではないとしている。各公民館へは、申請者の名称のみで判断せず、その事業内容を十分に考慮して営利事業を援助することに結びつくかどうかをもって判断するよう周知している。営利事業とする具体例の抜粋は次のとおりである。

- ①学習活動のうち、主たる目的が特定人に収益を帰属させたり、広告・宣伝、販売等営利を追求したりするものであるとき。
- ②企業が行う社内会議、入社式、求人説明会、面接や社員研修等。
- ③法人名を冠した社員のサークル、同好会を組織しての活動。
- ④民間教育事業者の日常活動(授業や教室等)や学習成果発表(ピアノやバレエ 等)。
- ⑤指導者が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会や講座。
- ⑥その他公民館に対する市民の信頼を損なう営利活動。

(2) 政治

社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号は、公民館が特定の政党の利害に関する事業を行ったり、特定の候補者を支持したりすることを禁止している。ただし政治活動にかかわる利用を一律に禁止しているものではなく、市民団体や労働組合、地域住民が広く市民を対象にした政治に関する講演会や現職議員が市民を対象に行う市政・県政・国政報告会は使用許可で

きるとしている。政治活動として挙げている具体的例の抜粋は次のとおりである。

- ①政党や政治団体が行う政治に関する学習会、講演会等。
- ②選挙運動としての演説会や集会等(公職選挙法に基づく個人演説会は除く)。
- ③政治団体の運営にかかる事務作業。
- ④その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を損なう政治的活動。

(3) 宗教

社会教育法第23条第2項は、市町村設置の公民館に限定して、特定の宗教を支持したり特定の宗派等を支援したりしてはならないとしている。ただし、宗教団体が宗教的色彩を含まない文化・教育活動については、宗教名を出さず、布教や勧誘を行わないという条件で使用を許可することができ、宗教的起源にあったとしても伝統文化やクリスマス会、祭りの準備等のように社会的行事として定着しているものについても許可するとしている。宗教活動として挙げている具体例は次のとおりである。

- ①特定の宗教を支持し、教派、宗派又は教団を支援するような宗教活動。
- ②宗教団体や一般団体が、特定の宗教活動(行事)を行う場合。
- ③その他公民館の宗教的中立性に対する市民の信頼を損なう宗教的活動。

(4) その他使用許可しない場合

天津市立公民館の設置及び管理に関する条例第5条第2項において公民館施設の使用を許可しない場合を定めている。

- ①法第23条の規定に抵触するとき。
 - ②公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ③施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ④その他公民館の管理上支障があると認められるとき。
上記④について具体的基準を設けており、次のいずれかに該当するときとされている。
- (ア)市、公民館、地域主催事業を実施するとき。
 - (イ)月5回以上使用する場合。
 - (ウ)誕生日会、結婚式、披露宴、葬式等、個人が会議室等を使用するとき。
 - (エ)飲食を主目的としたり、飲酒を伴う会合を行うとき。
 - (オ)保護者又は成人の同伴が伴わない小学生、中学生及び高校生のみが使用するとき。
 - (カ)清掃、煙霧消毒及び建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが困難と認められるとき。
 - (キ)火の使用を認められている室以外の室において、火の使用を伴う事業を行うとき。
 - (ク)音、におい、振動等により他の利用者に著しい支障をきたす恐れがあるとき。
 - (ケ)その他、上記以外で公民館長が管理上の支障があると認めたとき。

12. 利用者団体

大津市は、地域住民等で構成し、文化、教養、体育、レクリエーション等に関する学習活動を自主的かつ主体的に取り組んでいる団体を自主学習グループと称しており、そのうち定期的に公民館を利用するグループで大津市の登録基準を満たして登録した団体を「利用者団体」と規定している。利用者団体が公民館を定例利用する場合、公共的利用に供するとして会議室等施設の使用料等は減免され無料となっている。

(1) 利用者団体の役割

大津市立公民館の利用者団体に係る要綱第2条において、利用者団体は、公民館と密接な連携を保ち、学習活動により知識・技術の習得を目指すだけでなく、その成果を地域へ還元するとともに、活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、もって地域の連帯意識を高めることを目標として活動すると定義され、第3条においてその役割を次のとおり定めている。

- ① 学習活動により習得した知識及び技能を、広く地域に還元する活動
- ② 公民館等が主催する文化祭等の事業に参加すること。
- ③ 利用者団体間の連携及び交流の促進に関する事業に参画し、参加すること。
- ④ 活動内容の情報を広く地域に提供すること。
- ⑤ その他、公民館及び地域の奉仕活動に関すること。

上記のように、利用者団体は、公民館での学習活動により習得した知識や技能を生かして講師を務めたり、ボランティア活動を行うなど、広く地域社会に還元することを第一の目的として活動することが求められている。

(2) 申請の要件

登録申請にあたっては次の別記登録基準の基準1をすべて満たし、基準2にすべて該当しないことが要件となっている。

(基準1)

次に掲げる項目全てに該当するグループであること。

- | |
|---|
| <p>(ア)公の支配に属しない任意グループで、社会教育法第20条に基づき、文化、教養、体育、レクリエーション等に関する各種事業を自ら行い、そのグループの学習活動及び内容が明確であるとともに、学習成果を地域に還元することが期待できるもの。</p> <p>(イ)登録団体間の協調と地域住民の連帯意識の高揚を図るとともに、地域に根差した公民館活動を推進できるグループであること。</p> <p>(ウ)グループは、登録しようする公民館において1か月に1回以上利用し、計画的かつ継続的に過去3か月以上良好に活動しているとともに、将来も継続可能であること。また、公民館の利用上の決まりを守り、節度ある利用を行うグループであること。</p> <p>(エ)組織及びグループの活動参加について、窓口を学区住民に広げていること。</p> <p>(オ)会員の総数が概ね10人以上でかつ、原則として隣接学区を含む学区居住者が6割以上で</p> |
|---|

当該学区を活動の拠点としたグループであること。ただし、公民館長が認めた場合はこの限りでない。

- (ハ)組織体制(代表者、事務局、会則、会員名簿、会費の収支)が整備されていること。
- (ニ)グループの代表者又は事務局の責任者が隣接学区を含む学区居住者であること。
- (ホ)指導者はグループの代表者及び事務局の責任者を兼ねることができない
- (ヘ)会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げないものであること。
- (コ)健全な自己財源を持つものであり、会費は月額で概ね 5 千円以下である
- (ク)入会金の徴収をしないグループであること。

(ハ)の隣接学区とは自治連合会のブロック区分内の学区、地理的に隣接している学区、中学校区を合わせたものとされている。(ホ)は、指導者が先導してグループ活動することが禁じられていることから定められており、(ヘ)においても講師が中心ではなく、会員同士が活動内容や予算等を話し合っって運営することを定めている。

(基準 2)

次に掲げる項目全てに該当しないグループであることが要件となっている。

- (ア)他の公民館で登録を受けているグループ
- (イ)営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行うグループ
- (ロ)特定の政党の利害に関する政治活動を行うグループ。
- (ハ)公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行うグループ。
- (ニ)特定の宗教を支持し、教派、宗派又は教団を支援する宗教活動を行うグループ。
- (ホ)企業、学校等に属するクラブ活動のグループ。
- (ヘ)指導者や流派の育成につながるような教室的なグループ。
- (コ)名称に特定の流派を冠したグループ。

(ア)については登録団体名が異なっても、登録団体の代表者及び事務局の責任者のどちらか一方が同じ場合は重複登録とみなし、一つの公民館だけしか登録できないこととなっており、教育委員会生涯学習課によると平成 24 年度は 8 組、平成 25 年度は 10 組強が重複登録を行っており、それぞれ指導して改善している。(イ)は講師が先導してグループを運営し、実質的に登録団体の代表者や事務局責任者になっている場合が該当するとされている。

(3) 活動状況

利用者団体として登録されている団体は平成24年9月10日現在で990団体、のべ会員数は16,012人となっている。活動内容は様々であるが、一例を示すと次のようになっている。定例活動の場合、利用料金は全て減免されている。

公民館利用者団体 抜粋例							
領域名	活動曜日	活動週	活動時間	活動内容の概要	会員数	月会費	教材費他
短歌	火曜	1	13:00～16:00	短歌創作活動	17	年14000	
俳句	土曜	3	13:00～16:00	俳句創作活動	11	年4000	
読書指導・朗読	土曜	毎週	13:30～15:00	本の貸し出し、読み聞かせ、紙芝居など	9	100	
絵画一般	土曜	1.2.3.	9:30～12:30	絵画の制作、鑑賞、研究発表など	10	4000	
日本画・水墨画	月曜	1.3	17:00～20:00	大津絵の伝統文化の伝承並びに研修成果の披露	25	年40000	
版画・切り絵	火曜	1.3	9:30～12:00	木版画の創作	4	年3000	
写真	木曜	2	10:00～13:00	写真撮影、作品講評など	9	年10000	
書・篆刻	火曜	1.3.4	13:00～15:30	ペン字の練習	8	3000	月 400
拓本・表装	月曜	2.4	9:00～12:30	創作表装(掛軸)	9	1000	
カラオケ	月曜	1.2.3	13:00～16:00	カラオケの練習	26	2000	
尺八	日曜	4	13:00～17:00	尺八等による邦楽合奏の練習	25	年6000	
合唱	土曜	2	13:00～17:00	合唱練習	59	3500	
器楽	火曜	毎週	17:00～22:00	ジャズ演奏の練習	22	1000	
器楽	土曜	毎週	19:00～22:00	カントリーウエスタンバンドの練習	7	0	
器楽	火曜	2、4	13:00～17:00	よし笛の練習	9	2000	
その他(新舞踊)	火曜	毎週	13:00～17:00	日舞、新舞踊の練習	3	0	
郷土芸能	月曜1,2,3,4木曜1,2,3,4		19:30～21:30	和太鼓の練習	7	2000	
社交ダンス	木曜	毎週	18:00～21:25	社交ダンス	65	2000	
フォークダンス・スクエア	金曜	毎週	9:00～13:00	フォークダンス	14	2000	
ジャズダンス・エアロビクス	月曜	毎週	10:00～12:00	エアロビクス	12	3500	
体操・ヨーガ	水曜	毎週	10:00～12:00	健康体操	25	年 8000	
太極拳・気功	土曜	毎週	9:30～12:00	太極拳の練習	42	2000	
語学	木曜	毎週	19:00～20:30	英会話学習	32	4000	
生物	土曜	2	19:00～21:00	昆虫類の学習	90	年 2400	

1.3. 指定管理者制度導入の大津公民館

現在、36公民館のうち大津公民館のみが指定管理者制度を導入している。これは、平成20年度に文化施設である大津市民会館が指定管理者制度を導入したことに伴い、大津市民会館併設の大津公民館も同制度を導入することとなったものである。

(1) 業者選定

平成22年度に、大津市市民部・教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、あらかじめ設定した審査項目について点数化し、その合計額が最も高い団体を指定管理者の候補者とする総合点数方式にて8人で評価し、大津市民会館と大津公民館の指定管理者を2社の中から1社選定している。指定期間は平成23年度から27年度の5年間で、委託料は総額消費税込で117,500千円、1年あたり消費税込で23,500千円となっている。委託料の支払は年4回となっており、3か月分を最初の月に前払いしている。

(2) 業務内容

指定管理者に委託する業務内容は大津公民館の運営に係る全ての業務であり、次のよう

な多岐にわたる仕様書等で業務内容が定められている。

大津市立大津公民館 仕様書等一覧

- ①指定管理者業務仕様書
- ②防火対象物定期点検業務仕様書
- ③自家用電気工作物保安管理業務仕様書
- ④設備維持管理業務仕様書・細則
- ⑤エレベータ保守点検業務仕様書
- ⑥空調設備保守点検業務仕様書
- ⑦消防用設備等保守点検業務仕様書
- ⑧非常用蓄電池設備保守点検業務仕様書
- ⑨清掃業務仕様書
- ⑩上水道受水槽及び高置水槽清掃及び点検業務仕様書
- ⑪保安警備業務仕様書
- ⑫建築物環境衛生管理業務仕様書
- ⑬害虫雑菌類駆除業務仕様書
- ⑭管理運営取扱要領

業務は①を基本とし、大津公民館の運営基本方針に則って、地方自治法や教育基本法等の関係法令を遵守し、公民館業務を行い、②以降の仕様書等に基づいた施設管理に関する業務も執り行うよう定められている。公民館利用者から徴収する利用料金は指定管理者の収入となり、運営管理にかかる経費は指定管理者の負担となっている。

(3) 利用状況

毎年度終了後に指定管理者より提出される年次事業報告等によると、平成 24 年度の利用回数は 3,520 回で利用者のべ人数は 47,667 人である。また、全体の稼働率は 35.6%となっており、各部屋別の稼働率は下表のとおりである。

平成 24 年度 大津公民館部屋別稼働率

部屋名	稼働率(%)
小会議室 1	13.9
小会議室 2	11.3
小会議室 3	41.3
小会議室 4	42.2
中会議室 1	45.2
中会議室 2	21.6
和室	23.0
造形実習室	57.5
レクリエーション室	70.8
大会議室	56.3
料理実習室	8.9
全 体	35.6

公民館利用料、附帯設備使用料、印刷機使用料については、あくまで指定管理者の収入となり、大津市の収入とはならないが、指定管理者の事業努力の結果を示すものとして重要性があるため、推移を比較すると下表のとおりである。施設利用料は年々減少傾向にあり、その理由として利用者の高齢化と夏の計画停電を指定管理者は挙げている。

貸室等収入推移		(単位：円)		
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
施設利用料	424,870	384,880	314,660	
ガス器具使用料	2,940	2,730	2,940	
電気窯使用料	86,400	55,188	66,473	
印刷機使用料等	43,052	43,234	35,823	
合 計	556,962	486,032	419,896	

(4) 事業評価

指定管理者は、事業計画・月次事業報告・3期別事業報告を教育委員会へ提出し、教育委員会はそれをもとに内容を確認し、必要に応じてヒアリング等を実施している。そして会計年度終了後、指定管理者は事業実績を自己評価して提出することになっており、大津市も指定管理者の事業を評価して「指定管理導入施設実績評価シート」を公表している。

指定管理導入施設実績評価シートでは、項目別評価・総括評価・総合評価の3つの評価区分に大きく分かれ、それぞれ項目ごとにAからDの4段階で評価されている。平成24年度における指定管理者の自己評価と大津市の評価とも全ての項目で良好(B)となっている。

1 4. 田上公民館の建替

(1) 概要

田上公民館は、昭和54年4月1日より田上市民センター内で運営されてきたが、このたび支所とともに建替えが行われた。平成22年度から市民部自治協働課の所管にて地元の要望を聴取しながら計画し、平成23年3月から11月にかけて設計を、平成23年11月から平成24年2月にかけて既存建物の解体工事を、平成24年3月から平成25年1月にかけて建築工事を行い、平成25年2月18日から開所している。

建替前の建物床面積は699.57㎡(2階建)であったが、建替後の建物床面積は1289.83㎡(3階建)となっており、総工事費は既存建物解体工事費も含めると354,028千円となっている。この支出に関しては所管が市民部自治協働課であるため、公民館の歳出として計上はされていない。

(2) 経緯

昭和57年に大津市が羽栗1-18-1に、し尿処理施設である大津市南部衛生プラントを操業した際、地元田上地区住民と操業を期間限定で認める覚書を締結し、要望事項の一つとして田上の歴史や民俗資料を展示する郷土館の建設を挙げていた。その後、継続して覚書

が更新されていく中で地元の要望が郷土資料館に拘らず地元住民が多目的に利用できるホールを備えた文化施設を望むようになっていく。そして、大津市が多く市民利益に結びつく多目的文化施設の建設の必要性を説明し、平成 18 年 3 月に新たな南部衛生プラントの操業にかかる覚書の別紙として次のような表記が盛り込まれた。

◎多目的文化施設の建設について

「当該施設の建設については、田上市民センターとの一体整備の中で対応するものとし、平成 18 年度には整備方針をたて、施設内容等具体的な推進については南部衛生プラント運営協議会において協議してまいります。」

その後は南部衛生プラント運営協議会において支所の施設計画を協議しながら、同時に多目的文化施設建設準備委員会を立ち上げて協議を進め、自治会や田上小学校 PTA などとも協議しながら建設に至っている。

上記対応については生涯学習課や建設部建築課も同席対応することもあるが、主に市民部自治協働課が所管となって進めており、新施設については他の市民センターの施設を参考に同様の施設を画一的に設けることを前提とし、3 階の大会議室や展示室については多目的文化施設として地元の要望に応える形で広さを決めている。

(3) 建替前後の面積比較

田上市民センター全体の面積は建替え前後で約 1.84 倍になり、約 590 m²増床されている。主な公民館施設について建替え前後の比較を示すと下表のとおりである。1 階の会議室は狭くなっているが、その他の施設は全て広がっている。特に新設された 3 階においては大会議室が 58.68 m²広くなり、旧施設にはなかった展示室が 3 階に設けられている。

田上公民館主要公民館施設比較 (単位：m²)

施設名(新施設階数)	旧施設	新施設	増減
ロビー・図書コーナー(1階)	51.02	74.70	+23.68
会議室 1(1階)	59.50	51.15	△8.35
会議室 2(1階)	54.99	30.84	△24.15
会議室 3(2階)	26.43	68.98	+42.55
会議室 4(2階)	35.04	76.18	+41.14
調理実習室(2階)	38.06	56.00	+17.94
和室 1(2階)	19.12	26.23	+7.11
和室 2(2階)	19.12	22.57	+3.45
大会議室(3階)	173.72	232.40	+58.68
展示室(3階)	なし	46.67	+46.67

※公民館担当者より入手資料を基に作成。公民館で使用する主な施設について比較している。

(4) 建替前後の稼働率比較

建替前後における稼働率を表で示すと次のとおりである。なお平成 23 年 10 月より建替工事が始まり、平成 25 年 2 月 18 日から新しく開所されているため、その間以外のデータとなっている。

平成 23 年度 建替前田上公民館部屋別稼働率

部屋名(前項の名称)	稼働率(%)
会議室 3・4	6.5
会議室 1	9.1
会議室 2	16.0
調理実習室	2.8
和室 1	9.4
和室 2	7.9
大会議室	16.7
総平均	9.8

※担当者資料より作成。

※平成 23 年 4 月から平成 23 年 9 月までのデータである。

平成 24, 25 年度 建替後田上公民館部屋別稼働率

部屋名(前項の名称)	平成 24 年度稼働率	平成 25 年度稼働率
会議室 1	3.1	7.8
会議室 2	11.3	17.4
会議室 3	3.6	5.3
会議室 4	3.4	5.3
調理実習室	3.1	5.1
和室 1	6.4	4.3
和室 2	2.9	24.7
大会議室	16.6	7.2
総平均	6.3	9.6

※担当者資料より作成。

※平成 24 年度は建替後開館日平成 25 年 2 月 18 日から 3 月 31 日までのデータである。

※平成 25 年度は平成 25 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までのデータである。

建替前後の稼働率を比較すると特徴的な事項として挙げられるのは次のとおりである。

- ①新しく建替わり部屋が増床されても全体の稼働率は下がっている。
- ②小会議室(50 m²未満、前会議室 3・4、後会議室 2)の稼働率は上がっている。
- ③中会議室(50 m²以上 100 m²未満、前会議室 1・2、後会議室 1・3・4)の稼働率は下がっている。
- ④調理実習室の稼働率は多少上がってはいるが、低率である。
- ⑤和室 1・2 はほぼ同じ面積であるにもかかわらず、平成 25 年度に稼働率に大差が生じて

いる。

⑥大会議室の稼働率は平成 25 年度に半分近くに下がっている。

II. 監査手続

1. 生涯学習課の担当者から公民館の運営や事務の執行状況などについて聴取し、関係書類を入手し検討した。
2. 公民館の稼働状況・事業一覧・利用者団体一覧等の資料を入手し検討した。
3. 全公民館へ調査票を送り回答を得て集計・分析し検討した。
4. 瀬田北公民館と膳所公民館に出向いて説明聴取し、主に貸室事業に関する資料を閲覧し検討した。
5. 調査票の回答で不明な点について各公民館へ電話し聴取した。
6. 田上公民館建替に関する関係資料を閲覧し、市民部自治協働課から説明聴取し、展示室の利用状況について現地に赴き確認した。

[調査票概要]

- | |
|--|
| <p>I. 公民館の概要について</p> <ol style="list-style-type: none">①公民館の施設規模について②施設の老朽化について③施設についての要望等④施設の稼働率を上げるために採った方策⑤稼働率が低い部屋名と必要性 <p>II. 公民館の事業について</p> <ol style="list-style-type: none">①平成 24 年度中に行った各事業の回数や参加人数1. 定期講座の開設数と人数2. 討論会、講習会、講演会、学習会、展示会等の開催数と人数3. 図書、記録、模型、資料等の備えと利用の有無4. 体育、レクリエーション等に関する集会の開催数と人数5. 各種の団体、機関等の連絡の有無② ①に記載した定期講座等を企画するときの具体的な方法③参加者から会費や実費を徴収した事業について <p>III. 施設の利用（貸室）について</p> <ol style="list-style-type: none">①施設使用希望があった場合の許可判断について②施設利用を断った団体名や理由の書面管理について③利用者が貸室を実際に使用しているときの現場確認について④一旦利用を許可した後に営利・政治・宗教など取扱基準に抵触することが分かって利用を断ったケースについて⑤公民館施設の夜間利用（職員不在時）について⑥利用者団体について1. 認定団体の数2. 登録要綱や別記登録基準を満たさなくなり指導している団体の有無3. 指導者が同じ団体の有無4. 指導者が別の団体の会員になっている団体の有無5. 利用者団体が定例活動以外を行った場合の使用料徴収の有無⑦利用者団体以外の自主学習グループ等の団体について |
|--|

III. 監査結果

1. 公民館施設の適正規模について

昭和 35 年に当時の文部省が通達として示した「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いでは、公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的に言えば、市にあっては中学校の通学区域を基本とするとされていた。しかし、その後基準が見直され平成 15 年の文部科学省告示によると、公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案し、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域を定めるものとするとして、小学校区や中学校区といった画一的な区域の定め方から、状況に鑑みて弾力的に対象区域を定めるよう改正されている。

大津市立公民館は、概ね各小学校区に 1 公民館が整備されているが、現状の稼働率の低さを考えると、今後の整備については検討が必要な段階にきていると言える。大津市は、将来的に人口が減少していく見通しであり、現状の稼働率や運営費などを踏まえながら、従来どおりの画一的な施設整備ではなく、各種状況を勘案した将来的な公民館施設のあり方を検討すべきである。その中で、現況及び将来見通しを踏まえれば、公民館の設備や貸室等の施設は必要最低限にすべきであり、公民館数について縮小することを検討すべきである。

2. 公民館整備に係わる長期計画の必要性

公民館の建替については市民部自治協働課が所管している。公民館施設を検討するにあたっては最近建築した公民館と同様の施設を配置することを前提に、さらに地元住民の意見を反映し、施設が増大する傾向に有り、貸室の稼働率等を勘案した公民館施設の有効活用の視点が欠けている。その結果、田上公民館においては新しく建て替わっても稼働状況は全く変わらず同じように低利用状態となっているうえ、地元住民の要望として設置された 3 階の展示室については開館以来未だ利用されていない状況である。

教育委員会は、公民館の担当部局として、公民館施設計画の段階から積極的に関わるべきである。その際、稼働率が低く他の公民館も利用できるような施設は統合を行うか、あるいは利用状況を踏まえて施設の規模を縮小するというような要素を含めた、大津市全体としての公民館施設の施設整備長期計画を作成する必要がある。

3. 支所と公民館のあり方

大津市は、支所と社会教育施設である公民館を併設した市民センターとして施設整備を行ってきた。しかし、その施設面積の過半は社会教育施設である公民館であるにもかかわらず、施設整備は支所の担当部局である市民部自治協働課が主として行うなど、施設整備に関する責任の所在が不明確な部分も見受けられる。また、施設の有効活用を行う場合にも、2 つの部局が相互に兼務することにより運営を行う事には、非効率な面も存するものと思われる。今後公民館の整備計画を作成する際に、支所と公民館を併設する現在の方式の是非についても再検討されたい。

4. 講座等開催事業の効率化

公民館が開催する事業のうち定期講座や討論会等については月に1、2回がほとんどであり、体育、レクリエーション等に関する集会においては開催していない館がおよそ半分となっている。原因としては、1人の嘱託職員に企画を頼っていることや1館当たりの事業報償費が20万円に満たない予算規模であることなどが考えられ現状の小校区ごとの公民館単位で事業を行う弊害が出ていると思われる。

現在一部の公民館では公民館同士で共催した講座を開設しているが、公民館事業をさらに効率良く、活発に行うためにもさらに共催事業を増やし、また他の社会教育施設とも連携を図る等、1公民館のみの企画事業ばかりでなく、工夫を凝らして事業を活性化することが必要である。さらには隣接する公民館や天津市内を区分している5つのブロック単位で事業を計画するなど公民館自主事業の効率化、集約化を検討する必要がある。公民館を統合して事業を実施することも視野に入れ、より効率的な事業実施方法を検討されたい。

5. 使用料の減免について

(1) 自主学習グループに対する減免

各公民館への調査票の回答によると、利用者団体以外の自主学習グループの利用料を減免していないとする公民館もあったが、減免している公民館は25館あった。運営の手引によると、自主学習グループ等が、住民に広く門戸を開けて学びの成果を地域社会に還元する目的で使用する場合は減免できるとされている。監査人が出向いた公民館でその減免申請書を確認したところ、減免したことが分かるだけで、そのグループの活動状況や詳細な使用目的といった減免できるとするに足る根拠資料の提示はなく、客観的に減免の可否を判断することは不可能であるとともに、減免理由を質問しても明確な説明は受けられなかった。

実際に減免するかどうかの判断は各公民館に委ねられており、減免する場合はそのグループの詳細な活動内容、使用目的、どのように地域に還元しているか等の書類を完備し、減免できるとする根拠資料を保存すべきである。

(2) 利用者団体への登録

実際に出向いた公民館2館について調査した結果、利用者団体として登録するにあたって遵守すべき別記登録基準を満たしていない団体は次のとおりである。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 瀬田北公民館（利用者団対数 25） |
| 会員総数が 10 人以上いない 3 団体 |
| 入会金を徴収している 5 団体 |
| 指導者や流派の育成につながるような教室的なグループに該当 1 団体 |
| ② 膳所公民館（利用者団対数 50） |
| 会員数が 10 人以上いない 10 団体 |
| 隣接学区を含む学区居住者が 6 割以上でない 9 団体 |

利用者団体に係る登録要綱において、利用者団体の定義、役割、申請の要件などを細かく規定している。また、毎年度の申請の要件として 19 項目に及ぶ登録基準を別途定めており、すべての要件を満たさなければ利用者団体として登録されないことになっている。ただし、一旦登録された後、基準の一部を満たさなくなっても満たす努力をすること等を条件に登録解除を猶予される運用がなされている。

本来は毎年申請して登録基準を満たした場合に利用者団体として登録されることになっており、運用上の猶予があるとしても、長期間基準を満たさなくなっている団体については、利用者団体の登録を認めないようにし、利用にあたっては使用料を徴収すべきである。

6. 利用者団体の公共性

利用者団体の役割として、学習活動により習得した知識及び技能を広く地域に還元する活動が最初に挙げられ、別記登録基準においても最初に「そのグループの学習活動及び内容が明確であるとともに、学習成果を地域に還元することが期待できるもの」とある。しかし、具体的にどのように地域に還元していれば基準を満たしているのかが抽象的で、かつ具体的な基準が定められていないため、全ての利用者団体においてその公共性を判断することができない状況であった。公民館は、「学習成果を地域に還元すること」を厳格に判断し、安易に使用料減免を行うべきでない。

7. 使用許可申請書について

公民館を使用させるに当たっては、利用者の団体名等から判断することなく、その活動内容や目的によって使用可能かの判断をすべきであり、公民館担当者が使用の可否を判断した内容として利用者から提出される使用許可申請書の目的欄に記載された内容が重視されるはずである。しかし、訪問した公民館で実際の使用許可申請書を見ると、使用目的欄に具体的記入がされておらず、空欄であったり、団体名のみ記入されたりしているものが散見された。定期的に利用している団体であっても、そのときに使用する目的によっては貸出しできない場合も当然考えられるため、目的欄の記入を徹底すべきである。

IV. 意見

1. 利用者の営利性

公民館利用者は施設を営利目的で使用することはできず、手引きには「営利」の解釈の一つとして指導者が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会、講座が挙げられている。指導者が主導して活動しているかどうかの判断は大変難しいのではあるが、以下のような団体が見受けられた。

・(事案1)

武道のグループで、それぞれ代表者及び事務局の責任者は異なっているが、指導者は同じで数箇所の公民館で同じ流儀を謳っている。グループ規約は同じ印刷された文書で、グループ名の箇所だけが手書でそれぞれの団体名が記入されている。利用者団体申込書は代表者名以外同じ筆跡であり、会員名簿や収支決算・予算書とも同じ筆跡であった。さらに、その講師のホームページを見ると公民館で行われている講座があたかもその講師が主催している教室かのような記載内容であった。

・(事案2)

代表者及び事務局の責任者は違うダンスグループが複数あり、指導者は同じで、同じ公民館で年齢・学年順に毎週決まった曜日と時間でレッスンが開かれている。別の公民館でも同様にその指導者の下でレッスンが開かれており、年末には県の施設にてその指導者に習っているグループが一同に会し、全てのグループの冠名を謳って発表会を行っている。全部で8グループあり、順番に発表していくが、一部違う公民館のグループ同士で同じ出し物を演じたり、全員で同じ出し物を演じたりするプログラムもある。

上記のように、外部から見ると指導者が主導して会費を徴収しながらレッスンを行っており、公民館が特定の営利事業を支援し特定人にその収益を帰属させていると疑われても仕方がないような活動である。はじめから現状のような利用状況ではなかったかもしれないが、長年にわたる活動の中でグループそのもののあり方が変わっていくことも考えられ、以前から利用しているからという安易な理由で使用を許可せず、常にグループの活動状況を確認しながら利用可能か否かの判断をすべきであり、再度公民館において検討を行い、営利性が認められるのであれば使用許可を取り消すべきであり、早急に実態把握を行い対処されたい。

2. 坂本公民館分館の必要性

坂本公民館分館は平成23年度まで存していた坂本教育集会所の廃止にともなう施設を公民館分館として設置したものであり、特に坂本公民館分館が必要とされる理由は明らかにされなかった。当分館近くに日吉台公民館や坂本公民館も設置されている上、職員が1人常駐しているにもかかわらず稼働率は0.7%であり、その必要性を吟味し、分館の廃止も視野に検討すべきである。

[2] 生涯学習センター（科学館を含む）

I. 概要

天津市生涯学習センターは天津市本丸町6番50号に平成4年に地上4階、地下1階建の鉄筋コンクリート造の施設として建築され、延床面積10,086.07㎡の中に500人収容のホールやプラネタリウムなども備えた複合施設として運営されている。休館日は、毎週月曜日・第3日曜日・年末年始となっている。

1. 主要施設一覧

施設名称	事業	主な施設内容	開館時間
天津市女性会館	女性団体等への活動の支援並びに女性の自主的な学習及び活動の場の提供に関すること。	女性学習室・団体連絡室(1)	9時～21時
天津市科学館	プラネタリウムによる天文の学習、科学に関する常設展示による学習その他科学の学習の推進に関すること。	科学館常設展示ホール・プラネタリウム・天体観測室・科学館事務室・標本管理室・工作室・実験室	9時～17時
天津市教育センター	教育関係職員の研修並びに教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。	事務室・第2、3、4研修室	9時～17時
天津少年センター	少年の健全育成及び非行防止に関すること。20歳未満の少年の生活等の悩みや進路変更・就職・思春期の悩み等の相談に応じている。	事務室・相談室	9時～17時
天津市文化情報センター	生涯学習及び文化活動の情報の提供に関すること。天津市内のサークルや講座、講師の紹介等を行っている。	文化情報センター	9時～17時
天津市視聴覚ライブラリー	視聴覚学習の推進に関すること。16ミリフィルムやビデオ、DVD、映写機等、教材や機材の貸出を行っている。	視聴覚ライブラリー・試写室	9時～17時
その他の施設	生涯学習に関する機会及び場の提供その他生涯学習の推進を図るため必要なこと。	ホール・和室・調理実習室・ギャラリー・学習室・レクリエーション室・美術工芸室・音楽室・視聴覚室	9時～21時

2. 設置目的

市民の生涯にわたる学習活動を促進することにより市民の文化及び教養の高揚に資する等のため、生涯学習センターを設置している（天津市生涯学習センター条例第1条）。

3. 設置条例等

天津市生涯学習センター条例

天津市生涯学習センターの管理運営に関する規則

4. 職員配置

(1) 生涯学習センター(以下、センターという。)

センター職員は施設全体の維持管理から各施設との連絡調整、自主事業の企画・運営、貸館に関する業務等多岐にわたっている。人員は所長1人(嘱託職員)以下、正規職員が4人、嘱託職員5人の10人体制となっている。ただし、センター職員の多くは他の施設職員を兼務している。

(2) 大津市女性会館

館長はセンター所長が兼務し、正規職員2人も同様にセンター職員が兼務している。

(3) 大津市科学館

館長1人(嘱託職員)以下、正規職員が2人、嘱託職員が7人、臨時職員が1人の11人体制となっており、管理グループと事業グループに分けて業務を分担している。

(4) 大津市教育センター

所長1人以下、正規職員が6人、嘱託職員が4人、研究員が1人の12人体制であり、管理グループ、研修グループ、研究グループの3グループに分けて業務を分担している。

(5) 大津少年センター

所長1人(嘱託職員)以下、正規職員1人、嘱託職員6人の8人体制であり、警察や教員出身者を嘱託職員として採用し、業務に当たっている。

(6) 大津市文化情報センター

所長はセンター次長が兼務し、正規職員6人と嘱託職員3人はセンター職員と大津市科学館職員が兼務している。

(7) 大津市視聴覚ライブラリー

文化情報センターと同様である。

5. センターと科学館の事業詳細

(1) 生涯学習センター

センターは「大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則」において、次に掲げる事業を行うとされている。

- ①生涯学習及び文化活動に関して展示をし、及び観覧に供すること。
 - ②講演会、音楽会、舞踊会等を開催すること。
 - ③条例別表第1に掲げるホール等の施設を使用させること。
 - ④生涯学習に関する講座を開設し、その他学習の機会を提供すること。
 - ⑤その他施設全体の管理運営及び相互調整を行うこと。
- (7)実施事業(①②④)

平成 24 年度においてセンターが企画して実施した講演会等の概要は次のとおりである。

センター実施事業

名称	期間・回数	内容	受講者のべ人数
おおつほんまる塾	全 6 回	30 回続いた「おおつ熟年大学」をリニューアルし、自分自身の生き方や仲間づくりに焦点をあてた明るく元気に暮らしていくための講座を一部放送大学滋賀学習センターと共催で開催	1,377
夏休み自主学習室	平成 24 年 7 月 20 日から 8 月 31 日	夏休み中に 1 室を開放	529
わがまちおおつ市民塾	全 2 回	大津市在住者を対象に大津市の歴史や文化についての講義と現地見学	43
優秀映画鑑賞会	2 日間	優れた映画を 4 作品上映	175
市民の作品展	5 日間	手作り作品を募集しギャラリーにて展示	516
冬休み自主学習室	平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 1 月 6 日	冬休み中に 1 室を開放	88
ジョイント発表会	3 日間	センターで活動するサークルの発表会	1,200
ボランティア講座	1 回	センターボランティアの活動を紹介し、新規会員を募集	55
0 歳からのファミリーコンサート	1 回	0 歳から入場可能な音楽会をホールにて開催	337
電気窯操作技術講習会	2 か月に 1 回	電気窯操作技術講習会受講者に以後の電気窯使用を許可。	13

(イ)貸室事業(③)

センターは地方自治法に定める「公の施設」であり、市民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって市民の文化、教養の高揚に資するためにホール等の施設を使用させるとされている。ただし、基本的に社会教育施設としての位置づけであり、営利や宗教といった目的の場合は使用を許可しないこととなっている。

(2) 科学館

自然科学の基礎にふれて科学に親しむ楽しさや大津の自然愛護と環境保全の心を育む自然科学学習、科学的活動を援助する目的で、常設展示ホール・プラネタリウム・天体観測等を運営している。

科学館実施事業

名称	期間・回数	内容	受講者のべ人数
プラネタリウム投影	通期、主に土日祝	季節の星座紹介・星座物語等の一般番組、団体投影、夏休み・冬休み・春休みの特別投影、音楽プラネタリウム	30,482
常設展示ホール	通期	琵琶湖展示、科学の基礎応用展示、天文展示(ただし、平成24年11月1日から25年3月22日まで工事のため休館)	31,804
わくわくサイエンス	通期、土日祝	展示ホール内サイエンステーブルコーナーにて科学演示実験・科学工作等の実施	3,423
移動教室	5月9日～7月19日	大津市内37小学校の6年生を対象に展示ホールや実験、観察等の体験	3,230
サイエンス屋台村	11月10日、7月21日	児童・生徒対象に科学実験や演示、夏休みの自由研究のヒントとなる実験や相談コーナーの設置	1,055
親子ネイチャースクール	9月15日	野外観察を通して自然の植物や昆虫などの観察	38
星空観望会	7回	天文ドーム望遠鏡にて星空や天文現象を観測	296
黒点観察会	12回	天文ドーム望遠鏡による太陽の黒点観察	324
科学工作室	7回	科学工作	142
科学クラブ育成事業	23回	青少年による発明クラブと環境科学クラブを設け、体験活動	クラブ員 80
特別展示	通期	星座物語原画展、天体写真展	

6. 歳入歳出状況

平成 22 年度から平成 24 年度の大津市生涯学習センターに係る決算額は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(歳入)			
貸室及び附帯設備使用料	8,575	8,034	8,016
科学館常設展示ホール使用料	1,704	1,788	946
プラネタリウム観覧料	4,086	4,091	5,609
レストラン光熱水費負担金	1,155	1,091	1,118
建物使用料	747	735	722
土地使用料	10	10	10
その他	748	731	686
歳入合計	17,027	16,482	17,110
(歳出)			
生涯学習センター費	138,249	146,365	169,220
市立科学館費	71,111	58,695	82,857
教育センター費	89,342	90,435	82,688
少年センター運営費	53,504	48,390	47,697
歳出合計	352,208	343,887	382,463

※平成 24 年度の科学館常設展示ホール使用料は、リニューアル工事等で約 7 か月間休館及び無料期間があり、前年比大幅減額となっている。

(1) 主な歳入項目

① 貸室及び附帯設備使用料

ホール等を自主的に学習するグループ等へ貸し出したことによる使用料収入である。使用料は大津市生涯学習センター条例に定められおり、附帯設備の使用料については「大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則」にて定められており、次表は基本使用料一覧で、一日を 3 区分に分けて貸し付けしている。ホールについては練習のために使用する場合は使用料を減額し、市民以外の者が使用する場合や使用者が入場料を徴収する場合は増額することとしている。

なお、条例改正により平成 26 年度から使用料を増額し、全ての貸室において市民と市民以外での使用料区別を設けている。また、合わせて貸出終了時間を 10 分繰り上げる改正も行っている。

ホール等の基本使用料(平成 25 年度まで)

室名	定員等	使用区分及び基本使用料		
		9時～13時	13時～17時	17時～21時
ホール	500人	9,170円	9,170円	9,170円
和室(1)	21畳(32人)	710円	710円	710円
和室(2)	12畳(18人)	510円	510円	510円
調理実習室	20人	1,120円	1,120円	1,120円
ギャラリー	65㎡	1,120円	1,120円	1,120円
201学習室	30人	1,120円	1,120円	1,120円
レクリエーション室	130㎡(32人)	1,940円	1,940円	1,940円
301学習室	24人	510円	510円	510円
302学習室	24人	510円	510円	510円
303学習室	36人	1,120円	1,120円	1,120円
美術工芸室	36人	1,940円	1,940円	1,940円
音楽室(1)	30人	1,120円	1,120円	1,120円
音楽室(2)	10人	510円	510円	510円
視聴覚室	72人	1,940円	1,940円	1,940円
401学習室	12人	1,120円	1,120円	1,120円

※大津市ホームページより転載。

②科学館常設展示ホール使用料、プラネタリウム観覧料

両歳入とも大津市科学館の施設に係わるものであり、常設展示ホールでは、観覧料として小学生以上の年齢の者1人につき1回100円(20人以上の団体は80円)となっている。プラネタリウム観覧料は、小学生・中学生・高校生は200円(20人以上の団体は160円)で、一般の者は400円(20人以上の団体は320円)となっている。ただし、大津市在住の65歳以上の者と大津市在住の障害者手帳等を保有する者及びその介護者1名は無料である。

(2) 主な歳出項目

①生涯学習センター費

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1.人件費 計	58,205	59,023	63,207
(1)職員 4人	38,880	40,508	45,008
(2)嘱託職員 6人	19,053	17,156	17,385
(3)臨時職員 1人	272	1,358	813
2.管理運営事業費 計	78,735	86,514	86,106
(1)施設維持管理運営費	40,134	39,442	38,764
(2)光熱水費	19,488	19,433	19,862
(3)施設修繕費	4,870	7,302	5,006
(4)主催事業費	662	568	796
(5)ボランティア補助金	600	600	600
(6)その他	12,979	19,166	21,076

3.視聴覚ライブラリー整備事業費 計	891	652	868
(1)機材、教材購入費	795	597	681
(2)その他	95	55	187
4.学習情報提供システム整備事業費 計	417	174	213
(1)インターネット接続使用料	155	56	56
(2)その他	261	118	156
5.施設改修事業 計			18,824
(1)委託料			749
(2)工事請負費			15,037
(3)その他			3,038
合 計	138,249	146,365	169,220

②市立科学館費

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1.人件費 計	41,415	42,229	42,895
(1)職員	2 人 19,213	2 人 20,093	2 人 19,107
(2)嘱託職員	7 人 19,916	7 人 19,375	8 人 22,709
(3)臨時職員	2 人 2,285	2 人 2,759	2 人 1,078
2.各種事業費 計	4,097	3,970	4,062
(1)科学館事業費	3,782	3,675	3,718
(2)科学クラブ育成事業費	315	295	343
3.維持管理運営費 計	25,598	12,496	35,899
(1)プラネタリウム関係事業費	8,160	5,185	3,555
(2)常設展示ホール維持管理費	902	1,322	1,753
(3)展示ホール更新充実事業費	1,800	3,209	10,299
(4)プラネタリウム更新充実事業費	13,830	1,565	18,785
(5)その他	904	1,213	1,505
合 計	71,111	58,695	82,857

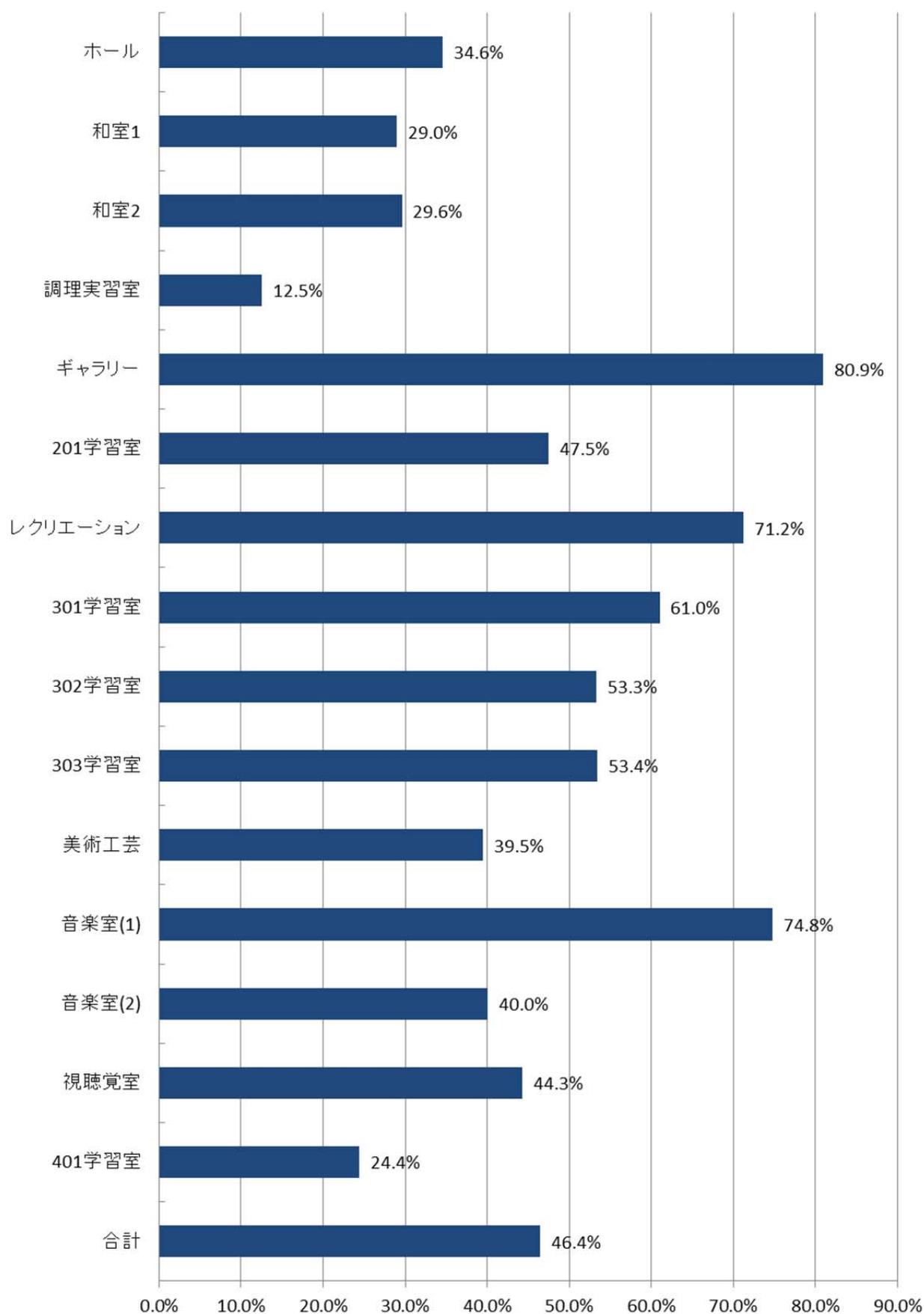
7. センター貸室事業

(1) 稼働状況

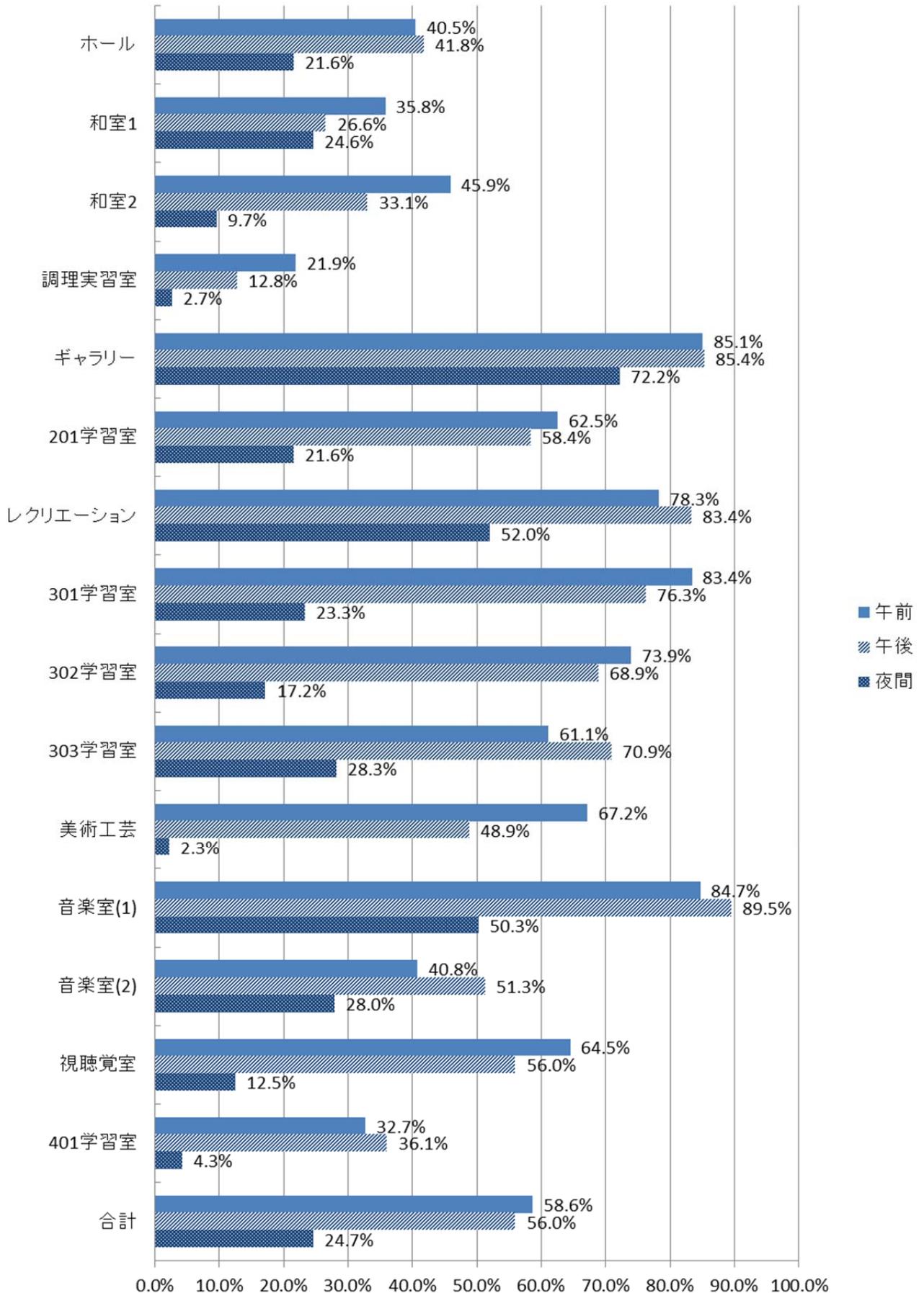
平成 24 年度において、センターの貸室施設が利用された件数は 6,188 件で利用者はのべ 107 千人となっている。稼働率が高いのは写真展示等が行えるギャラリーの 80.9%、バレエやダンスが行えるレクリエーション室の 71.2%、ピアノが設置されている音楽室 (1) の 74.8%が挙げられ、逆に稼働率が低いのは調理実習室の 12.5%となっている。その他の施設は概ね 30%から 40%台となっており全体の稼働率は 46.4%である。

時間帯別に見ると、午前と午後は同じ様な稼働状況であり、夜間は午前午後の半分以下となっている。調理実習室・美術工芸室・401 学習室の夜間稼働率が極端に低いことも特徴的である。

平成24年度生涯学習センター稼働率



平成24年度生涯学習センター時間帯別稼働率



(2) 使用料減免

センターは公民館と同様、「天津市教育機関に係る施設の使用料の徴収に関する規則」第4条に規定された場合に使用料を減免できることとなっており、平成24年度における施設貸付件数6,188件のうち減免している件数は1,199件、金額にして2,281千円を減免している(ただし、センターの自主開催事業も含む)。

(3) ホールの予約

センター条例と管理運営規則上、利用者は、ホールにあっては使用する日の属する月の7か月前の初日から使用する日の3週間前までに、貸室等その他の施設にあっては使用する日の属する月の4か月前の月の初日から使用する日の1週間前までに使用許可申請書を提出しなければならないとされている。そして、センターから使用許可を受けた際に定められた使用料を納めなければならないこととされており、基本的に使用許可申請書を提出して使用料も同時に納めることになる。また、基本的に納められた使用料は返還されないことになっている。

①事務手続の流れ

貸室事務の手引きによると、ホールを実際に貸し出すまでの手続は次のとおり記載されている。

(ア)使用団体名及び活動内容の聴取

(イ)使用計画書の手渡し・記入指示及び使用希望日の予約の受付

(ウ)使用計画書のホール担当への手渡し

(エ)主催者との打合せ日程の調整

(オ)打合せ

(カ)使用許可申請書及び施設使用料の受領

(キ)使用許可書の発行

利用者は7か月前からホールを窓口で仮予約することができ、使用計画書を記入して提出している。その後1か月前にホール担当者と打合せを行い、3週間前に使用許可申請書と施設使用料を支払うというのが実際の手続になっている。

②利用機会の損失

センター担当者は、7か月前から可能な予約時において、利用者に利用時間内で催し準備から開催、片付けまでの細かい時間割を使用計画書に記入させているが、時間超過の場合等を想定してその前後の使用区分をセンター仮予約として他団体が利用できない状態にしている。そして、およそ利用日1か月前に打合せを終え、使用許可書提出期限3週間前の段階で利用者に再度時間超過しないかを確認した後に、センターで仮予約していた時間帯を取り消して一般開放する処理をしている。従って、その時間帯の利用機会は失われていることになる。

8. レストラン施設貸付

大津市はセンターの来館者の利便性を図るため、1階に飲食ができるスペースを設けて、レストラン運営を用途として外部の者に貸し付けている。平成17年度までは民間事業者に賃貸していたが、平成18年度からは社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会に賃貸し現在に至っている。

(1) 貸付状況

貸し付けるにあたっては競争入札の方法によらず、平成18年度から同法人に単年度ごとに行政財産使用許可申請書を提出させて使用許可している。貸付面積は調理室や飲食スペースも含めて174.05㎡であり、喫茶・軽食・館内への出前を営業内容とし、営業時間は午前9時30分から午後5時までで、利用者の予約があれば最大午後9時までとなっている。定休日は毎週月曜日と第3日曜日である。なお、電気・ガス・水道についてはセンターで子メーターを設置して管理し、毎月請求して精算している。

大津市は使用許可申請に当たり添付書類として、利用計画書・登記事項証明書・資格証明書・定款及び財務諸表を提出させることにしているが、財務諸表については収支計算書のみの提出となっている。

レストラン施設使用料推移 (単位：千円)

年度(平成)	算定使用料	減免率(%)	実際使用料
18	1,451	0	1,451
19	1,329	50	664
20	1,329	50	664
21	1,412	50	706
22	1,494	50	747
23	1,471	50	735
24	1,444	50	722

(2) 使用料減免

平成19年度から現在まで使用料を半額減免しており、平成24年度までの減免額累計は4,240千円となっている。大津市行政財産使用料条例第8条第3号に規定される「その他市長が特に必要と認めるとき。」に該当するとして減免しており、減免する理由を3点挙げている。

- ①同法人は社会福祉法人として滋賀県の母子及び寡婦の生活の安定と福祉の向上を目的として設立されている。
- ②レストランの経営については社会福祉法第6条に規定される収益事業として運営され、その収益は「社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会定款」第33条により、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第4条に掲げたものに限る）に充てると明記されている。

③レストランについては、センター利用者の便宜をはかるため設置されているもので、レストラン利用者は、センターの使用状況に応じて変動が激しく、一定の安定した集客の保証がない。

大津市が公表している審査基準等において、この「その他市長が特に必要と認めるとき。」とは次に掲げる場合に該当するときをいうとされている。

①市の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的団体において、公共的活動の用に供するため使用させる場合

②運輸事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合

③職員又は施設利用者のための福利厚生事業等に使用する場合であって、必要と認められるとき

平成 24 年度では同法人より提出された使用料減免依頼や平成 22 年度収支決算書（法人全体とセンター内食堂分）と平成 23 年度途中経過の収支決算書（法人全体とセンター内食堂分）を基に総合的に判断し③に該当するとして 50%を減免している。

（3）行政財産使用料算定方法

競争入札の方法によらない場合、行政財産の使用料算定については、「大津市公有財産等管理規則」と「大津市行政財産使用料条例」を基に、市長が別で定める土地又は建物その他の工作物の単位面積当たりの価格に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額を使用料としている。

ただし、算定した額が、賃貸借をしようとする土地又は建物の収益性又は近傍類似地の賃貸料若しくは近傍同種の建物の賃貸料の水準を考慮して算出した額に比較して不相当であると市長が認めたときは、当該土地又は建物賃貸料の年額は、収益性等を考慮して算出した額を基準とする(大津市公有財産等管理規則第 38 条第 2 項)としている。

①市長が定める「適正な価格」

建物を賃貸借する場合の使用料算定方法は、当該建物の「適正な価格」に 100 分の 5 を乗じて得た額と、当該建物の敷地の前年度固定資産税評価額に相当する額に 100 分の 5 を乗じて得た額との合計に消費税相当額を足した額と定めている。

総務部管財課によると、当該建物の「適正な価格」として建築価格又は前年度固定資産税評価相当額を採用できることにしており、建築価格が判明する場合は建築価格を基本とし、建築価格が不明な場合や建物内施設の状況や周囲の状況に応じて前年度固定資産税評価相当額を採用しているとの説明を受けたが、どのような場合にどちらを採用するかを具体的に示した規則等は存在せず、各所管課が算定した方法にどちらかが採用されていれば認めているのが現状となっている。

②レストラン施設使用料

平成 4 年の開館当初、センターは施設使用料を算定するに当たり、当該建物の「適正な価格」としてセンター建築価格(3,939,480 千円)ではなく、総務部資産税課で算出した固定

資産税評価相当額(1,577,972 千円)を用いていた。20 年以上も前のことで資料もないため、なぜ固定資産税評価相当額を採用したかは不明とのことであり、その後は前年を踏襲する形で毎年算出される固定資産税評価相当額を用いて使用料を算出し現在に至っている。

9. センター総合管理業務委託

大津市は開館から閉館するまでのセンター施設自体の運営や管理を外部業者へ委託している。契約は平成 22 年度から 3 年間の長期継続契約となっており、平成 22 年 3 月に指名競争入札により業者選定が行われている。

(1) 委託業務内容

業務は日常管理業務、環境衛生管理業務、吸収式冷温水発生機保守点検業務に大きく分けられる。

日常管理業務とは、センター開館日の朝 8 時に玄関開錠から始まり電気設備機器の運転・保守、空調設備の運転・保守を行い、センター閉館時の施錠までといった業務で仕様細則に詳細に内容が決められている。勤務体制は 8 時から 13 時と 17 時から 21 時は 1 名、13 時から 17 時は 2 名の業務担当者が従事するよう決められており、毎日の業務終了後に業務報告書が提出される。

環境衛生管理業務は、建築物における衛生的管理の確保に関する法律に基づき、建物内の環境を適正に維持管理するために行われるものであり、具体的には館内の空気環境を測定したり、飲料水用貯水槽を清掃したりといった定期的に行われる業務である。

吸収式冷温水発生機保守点検業務は、冷房や暖房を入れたり切ったりする時期に、機器を定期的に点検する業務であり、環境衛生管理業務と同様にそれぞれの業務が完了したときに業務報告書が提出されている。

センター総合管理業務

業務名	業務内容	配置人員
日常管理業務	玄関開錠と施錠、電気設備機器の運転・保守、空調設備の運転・保守等	8 時から 13 時と 17 時から 21 時は 1 名、13 時から 17 時は 2 名の業務担当者(実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者)
環境衛生管理業務	建物内環境の適正維持管理(館内の空気環境測定、飲料水用貯水槽清掃等)	建築物環境衛生管理技術者、日常管理業務と兼任不可
吸収式冷温水発生機保守点検業務	空調用熱源保守点検	日常管理業務と兼任不可

(2) 業務の再委託

契約書第 6 条において業務の再委託は基本的に禁止されているが、大津市の承諾を得た

ときは可能とされている。平成 24 年度においてもそれまでと同様に委託業者より大津市へ再委託申出があり、大津市は環境衛生管理業務及び吸収式冷温水発生機保守点検業務の一部業務の再委託を承諾している。承諾した理由として、「水質検査」及び「空調用熱源保守点検の内、冷房・暖房イン及び冷房オン点検」のように、製造者でないと技術的に難しい点検が含まれることと、総合管理業務を 1 名ないし 2 名で管理している体制では行えないことを挙げている。

(3) 実際の業務体制と業務の確認状況

委託業者は、日常管理業務だけに 1 名ないし 2 名を配置して、環境衛生管理業務及び吸収式冷温水発生機保守点検業務にも従事させ、技術的に難しい保守点検業務の一部は外部業者へ再委託していた。センター担当者は、現状の人員配置に問題があるとの認識はなく、人員配置は仕様書どおりではなかった。さらに、日常管理業務の機器運転・監視及び日常的な点検保守業務については、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者を常駐させると仕様書に決められているが、平成 24 年度に受託業者が提出した業務体制届出書の記載では経験年数等が不明で仕様を満たしているかの判断ができなかった。

日常管理業務については、毎日の業務終了後に業務報告書を提出させることとされており、センター担当者はそれを基に現場確認や聞き取りを行って業務確認を行う必要がある。しかし、平成 24 年度までの委託業者から提出されているはずの業務報告書が全く保存されておらず、どのように業務確認をしていたかを確認することはできなかった。

10. 科学館常設展示更新事業

科学館は、平成 4 年に生涯学習センター内で開館した後は平成 14 年に常設展示の一部が更新されたが、経年による老朽化のため展示品の作動不良や旧式化が目立っており、平成 24 年度に全 28 展示物中 14 展示物の更新を実施している。

(1) 事業経緯

大津市は平成 23 年度に大津市科学館展示ホール更新基本設計委託業者選定委員会を設置し、8 人の委員を選任した後、上限額を 2,625 千円とした公募型プロポーザル方式により業者を選定し基本設計業務を契約している。その後科学館職員と委託業者との間で展示品の仕様や金額などの打合せを行い、引き続いて総額 157,500 千円にのぼる更新改修事業を同委託業者に行わせて完成させている。

(2) プロポーザル方式による業者選定

大津市は、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、

当該委託業務の履行に最も適した相手方となる候補者を決定する方式としてプロポーザル方式を採用している。

基本設計業務を公募型プロポーザル方式にて実施したところ、3社の応募があり、平成23年7月にプレゼンテーションを1社30分程度で行っている。選定委員はそのプレゼンテーションを受けて、8つの評価項目にそれぞれ評価配点し、合計得点の最も高かった業者に委託している。なお、企画提案要領のその他項目最後に、「本業務を受注した請負者は、その後、当館において科学館展示ホール更新実施設計委託費、科学館展示ホール更新工事委託費を計上し、予算が承認された場合は継続して業務を行うものとします」と記されている。

その後、科学館職員と委託業者の間で、展示品の内容や仕様、金額等について検討を行い、平成24年3月に設計業務は完了している。平成24年4月1日に大津市は委託業者と更新充実業務に関する覚書を交わし、委託業者に平成25年3月30日を履行期限として更新改修工事を行わせている。実際に完成した展示品はプロポーザルで提案された内容と一部相違しており、設計業務の打合せをしている段階で科学館職員が希望した展示品が採用されるなどといった手直しが入り、また財政課と協議した額内に収まるよう手直しされて完成に至っている。

(3) ファイナンス・リース契約

大津市は、更新作業後、完成した常設展示ホール機器一式を平成25年3月1日から5年間賃借するため、指名競争入札にて業者を選定し、金融会社と賃貸借の長期継続契約を締結している。賃貸借料は総額で159,182千円であり、年度ごとに分割し、年度当初に一年分を前払いしている。なお、5年後に物件の賃貸借期間が満了した場合は、金融会社から大津市へ物件を無償譲渡される契約になっている。

II. 監査手続

1. センターの施設の状況を聴取し、現地で建物の状況等確認した。
2. センター担当者からレストラン施設貸付について聴取し、現地を確認した。
3. 科学館担当者から常設展示更新事業について聴取し、展示物を確認した。

III. 監査結果

1. レストラン施設の使用許可

特定の業者に長年にわたり毎年使用許可を出し続けており、基本的に業者は変更されていない。一方同じ生涯学習センターにおいては、4階に飲料用自動販売機を設置させるにあたって平成25年3月15日に一般競争入札を行い、平成25年度から3年間にわたって1.32㎡を年367,500円で貸し付けている。

レストランと自動販売機を全く同一に取り扱うことは適切でないかもしれないが、取引の相手先を見直しがなければ、特定の業者が大津市から既得権を得ることとなり、適切と

は言えない。定期的に競争入札等の手続により、貸付先の見直しを行われたい。

2. ホール施設の使用許可について

ホールの1日あたりの利用時間帯は3区分に分けられているにもかかわらず、現在の運営では1日に1催しが基本とされ、1日1区分の利用で終わってしまうこともあり、施設を有効に活用していると言えず、稼働率が低くなっている。確かに時間内に催しが終わらなければ次の時間帯を予約している利用者が使用できないといった問題が想定されるが、使用計画書に記載しているとおりに、催しを終えて観客を退室させ、センター担当者のホールチェックまでを時間内に終えて、次の利用者が時間どおりに使用できるように運営すれば問題は起きないと考えられるので全ての区分を貸し出せるよう運営方法を見直されたい。

また、許可申請書は7か月前から提出できるにもかかわらず、現実には仮予約を行っただけで使用許可は利用日の3週間前になっているという実務がある。使用許可をもっと早い段階で行えば使用料を早く徴収できるはずであり、他団体の利用機会が失われることも少なくなる。現在の運営では、予約してから実際に使用料を徴収するまでの時間がかかりすぎているうえ、3週間前までにキャンセルされた場合に料金が徴収できないことになってしまうので、使用許可は早期に出す必要がある。

3. 総合管理委託業務

(1) 業務体制の改善

センター総合管理業務を委託している業者の業務体制上、契約書、仕様書、仕様細則において定められている内容を一部満たさない状態で業務が行われている。日常管理業務に従事する者が環境衛生管理業務及び吸収式冷温水発生機保守点検業務も兼任しており、契約書等に定めている業務体制どおりではないので、定められた人員を配置させるとともに適正に業務を行えるよう改善すべきである。

(2) 届出書類の不備

年度当初に委託業者の業務体制に係る書類を届出させることとなっているが、従事者名簿の提出があるだけで、業務体制名簿と業務責任者等の個別調書の提出はなかった。契約書等に記載されている事項を再度確認し、委託業者に提出させるべきである。

(3) 業務再委託の承諾理由

天津市は業務の再委託を承諾する理由の一つとして総合管理業務を1名ないし2名で管理している体制では行えないためとしている。しかし、もともと日常管理業務担当者の勤務体制が1名ないし2名とされており、その他の管理業務は別の者に担当させる仕様となっているのだから、承諾理由として挙げることは不適切である。

(4) 委託業務の確認

担当者は、契約書、仕様書、仕様細則に定められている内容を正確に把握できておらず、適正に業務が行われているかの確認も不十分である。各種報告書が提出されているだけで

業務が適正に行われていると思いつまらず、業務体制の確認や現場確認、業務責任者からの聞き取り等を積極的に行い、委託業務が適正に行われているか確認すべきである。また、平成24年度以前の日常管理業務日報が破棄されて全く保存されていなかった。定められた期間内は保存すべきである。

4. 施設貸付に係る使用許可申請書

公民館と同様、センターを使用させるに当たっては、利用者の団体名等から判断することなく、その活動内容や目的によって使用可能か否かの判断をすべきであり、センター担当者が使用の可否を判断した内容として利用者から提出される使用許可申請書の目的欄に記載された内容が重視されるはずである。しかし、実際の使用許可申請書を見ると、目的欄に記載がないものや、「その他」と記載された書類が数多く散見された。これはセンターのシステム上で申請書を作成するにあたって目的欄で選択する項目数が少なく、担当者が困ってその他を選んで印刷しているとのことであったが、許可申請書は利用者が記入してセンターへ提出すべきものであり、使用目的の記入を徹底されたい。

IV. 意見

1. 生涯学習センターでの現金の取扱い

生涯学習センターにおける現金収受は基本的にレジスターを通して収納し、金銭出納帳も作成して毎日現金管理を行っており、概ね適正であった。しかし、締め後にレジスターで集計した額と実際現金有り高に相違があり、後日原因を判明させて利用者へ返金する場合に、その現金過不足については金銭出納帳に記載がなかった。現金過不足額についても金銭出納帳に記入し、返金した場合はどの団体に返金したかの記載をすべきである。

また、映画鑑賞等の自主事業を実施する場合、当日ホール前で多数の参加者から料金を収受し、事前に作成した領収書を手渡すことがある。しかし、事前に作成した領収書枚数と残領収書枚数を記録しておらず、収受した金額が正しいかの判断ができないものが見受けられた。領収書の作成方法、枚数管理について規則を定め厳格に運用されたい。

2. ホール等施設利用者の営利性

公民館と同様、センターのホール等施設を貸す場合、営利目的で使用することはできず、営利性の解釈として学習者が主催であれば使用を認めるが、指導者が主催であれば使用を認めないこととなっている。

利用者を調査したところ、公民館でも見受けられた、同じ指導者が教えている団体やチラシ等の募集内容で明らかに指導者が募っているとわかるレッスンや教室を銘打った団体、代表者が指導者も兼ねて流儀を名乗って教えている団体等、営利性が疑われる団体が多数見受けられた。センター担当者は再度検討を行い、営利性が認められるのであれば使用許可を取り消すべきである。

さらに、公民館等他の施設とも連携し、代表者・事務局・指導者を含めた団体活動内容

を共有して施設使用許可の可否を検討すべきである。

3. レストラン施設貸付時の財産的基盤検討

レストラン施設貸付時の使用許可申請書に添付する書類として財務諸表が挙げられているが、実際に提出されたのは収支計算書であった。添付されている平成 22 年度収支計算書では差引残高として△18,480 千円となっており、法人全体の財政的基盤が不明であるため、果たして継続的な事業運営ができるのかといった判断ができない状況であったにもかかわらず使用許可を行っている。使用許可を出すためには、財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表）全てを提出させて許可する法人の事業継続可能性について慎重に検討されたい。

4. 科学館常設展示更新事業

(1) 契約方法の見直し

大津市は、展示ホール更新基本設計委託業務をプロポーザル方式にて業者選定し 2,625 千円で随意契約しているが、設計が終わった後の更新事業も請け負わせる契約内容になっている。更新事業金額は実際に請負契約を結んでいないため不明であるが上限額を 157,500 千円としており基本設計委託業務に比べ高額である。科学館の常設展示品のリニューアルということで、価格以外の企画力や創造性などの要素を含めて総合的に判断する必要があることからプロポーザル方式を選択したことは理解できるが、全体総工費や保守料などの価格についてはプロポーザル時にほとんど考慮されていないうえ、2,625 千円の基本設計委託業務契約を結ぶ内容で更新事業も請け負わずのは問題である。

大津市は詳細な仕様を示した企画提案要領を交付し、設計や施行、保守も含めた全体的内容でプロポーザル方式にて委託業者を選定すべきである。あるいは、設計業務を行って詳細な仕様を決めた後に、競争入札にて更新事業について業者選定をすべきである。

(2) 工事請負とリース契約

常設展示更新事業は、展示品そのものの購入だけでなく、古い展示品の処分から新しい展示品の設置にかかる工事についても請け負う内容となっており、このような業務内容でリース契約の対象とすることが可能かどうかの明確な規定が存在していない。

大津市は、指名競争入札にて第三者金融会社を選定し長期継続契約として 5 年にわたるリース契約を結んでいる。長期継続契約とは、物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの(大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条)とされており、このように工事部分が多く含まれるものに対してリース契約を結ぶという行為は商慣習上一般的でない。工事請負契約とリース契約の関係についてルールを明確にする必要がある。

(3) ファイナンス・リース契約の取扱い

このリース契約は、途中解約した場合には損害賠償を請求されることから実態は解約不

可能であり、契約期間 5 年終了後には無償譲渡されるということからもファイナンス・リース取引に該当すると考えられ、実質的に物品購入と変わらない内容である。このような契約内容でかつ高額な取引を、議会承認や債務負担行為もなく長期継続契約で締結している現行の取扱いを再検討されたい。

[3] 北部地域文化センター

I. 概要

北部地域文化センターは（正式名は大津市北部地域文化センター）、大津市堅田二丁目 1 番 11 号に平成 5 年 7 月に地上 2 階建の鉄筋コンクリート造の施設として建築された。建物は、延床面積 3374.88 m²の中に 500 人収容の文化ホール、リハーサル室、北図書館、視聴覚室、堅田少年センター、堅田児童館を擁する複合施設であり、ホール等施設の管理と大津市堅田少年センターを所管している。休館日は、毎週月曜日と年末年始となっている。

1. 設置目的

北部地域文化センターは、市民の文化及び教養の高揚のための機会及び場所を提供することと、少年の健全育成及び非行防止に関する事業を目的としている(大津市北部地域文化センター条例第 1、3 条)。

2. 設置条例等

大津市北部地域文化センター条例

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則

3. 職員配置

所長(嘱託職員)以下、正規職員 3 人、嘱託職員 2 人、臨時職員 2 人であり、内正規職員 2 人と嘱託職員 1 人は北図書館職員の辞令を交付されて北部地域文化センターを兼務している。

4. 事業

(1) 講座等開催事業

北部地域文化センターでは平成 6 年度から「北部盛年大学」と称した講座を開催しており、平成 24 年度においては、「こころ豊かに生きる」をテーマに掲げ、文化関係者や学識経験者等を講師に招き、全 7 講座を開催し、参加者はのべ 644 人であった。

(2) 貸室事業

北部地域文化センターの貸室は、ホールとリハーサル室のみであり、1 日を午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで、午後 5 時から午後 9 時までの 3 区分に分けて貸し出している。基本使用料は、ホールは 1 区分 9,170 円、リハーサル室は 1 区分 920 円である。

平成 24 年度の開館日数は 308 日で、その内稼働した日数は 128 日、のべ利用者数は 18

千人であった。開館時間に占める稼働区分を検討しようと資料提示を求めたが集計されておらず、集計は不可能とのことであった。

5. 歳入歳出状況

平成 24 年度における北部地域文化センターに係る決算額は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度
(歳入)	
文化ホール基本使用料	919
文化ホール附帯設備使用料	1,441
建物使用料	141
雑入	238
歳入合計	2,740
(歳出)	
人件費	21,647
施設維持管理業務等委託料	20,913
光熱水費	8,952
施設及び舞台設備等修繕費	3,788
音響設備機器賃借料	2,780
北部盛年大学開講事業費	514
その他経費	759
歳出合計	59,358

II. 監査手続

1. 北部地域文化センターに往査し、担当者から貸室事業と講座等開設事業について聴取するとともに現地の視察を行った。
3. 北部地域文化センターの業務委託内容を基礎資料に基づき検討した。

III. 監査結果

1. 業務委託の確認方法について

平成 24 年度に施設維持管理業務等委託料として 20,913 千円支出しており、その内契約金額が 1,000 千円以上のものは総合設備管理業務、舞台ホール運營業務、清掃業務の 3 件であった。それぞれの契約書、仕様書の記載内容と委託業者から提出されている書類等を確認したところ、次のように契約内容が履行されていない事項や北部地域文化センター担当者が確認できていない事項があった。

業務内容(平成 24 年度委託料：千円)	問題点	契約書・仕様書	実状	改善すべき事項
総合設備管理業務 (7,455)	業務体制	技術員のみ記載。	統括責任者 1 人・事務責任者 1 人・業務担当者 2 人配置する名簿提出あり。	・仕様書に必要な業務体制と人員配置の記載が必要である。
	業務体制簿・個別調書	提出義務記載なし。	平成 23 年度業務体制名簿と業務担当者履歴書提出あり(24 年度提出なし)。	・仕様書に提出義務の記載が必要である。 ・年度当初に必ず提出させるべきである。
	点検報告書	1.設備運転管理業務、2.建築物環境衛生管理業務、3.吸収式冷温水機保守点検業務について点検報告書提出記載なし。	・1 について業務報告書提出あり。 ・2 の業務のうち、空気環境測定報告書を確認したが、測定者と建築物環境衛生管理技術者が業務再委託先会社の従業員であった。	・日常業務と定期点検業務全てにおいて仕様書に点検報告書の提出義務の記載が必要である。 ・1 の業務報告書に勤務者の自署と勤務時間の記載が必要である。
	業務の再委託	基本再委託禁止・大津市承諾の場合可能(契約書第 6 条)。	・建築物環境衛生管理業務の一部について再委託を確認。 ・申し出と承諾手続の書面確認不可。	・再委託を承諾する場合には委託者からの申し出と大津市の承諾手続が必要である。
舞台ホール運営業務 (7,245)	業務体制	常駐操作員のみ記載。	統括責任者 1 人・事務責任者 1 人・業務担当者 2 人配置する名簿提出あり。	・仕様書に必要な業務体制と人員配置の記載が必要である。
	業務体制簿・個別調書	常駐操作員の履歴書提出のみ記載あり。	平成 23 年度業務体制名簿と業務担当者経歴書提出あり(24 年度提出なし)。	・仕様書に提出義務の記載が必要である。 ・年度当初に必ず提出させるべきである。
	日常業務報告	勤務簿の提出。	業務報告書の提出あり。	・仕様書に勤務簿ではなく、日常業務報告書提出義務の記載が必要である。
	業務計画書	提出義務記載なし。	月間催物予定表に催し物予定と勤務体制等を記入して提出。	・仕様書に月間計画書の提出義務の記載が必要である。 ・月間計画書に催し物だけでなく、打ち合わせ予定等の他業務についても記載が必要である。

清掃業務 (1,901)	業務体制	事務責任者・現場責任者・作業員(ただし承諾後、現場責任者と作業員兼務可)。	事務責任者1人・事務副責任者1人・業務責任者1人・業務副責任者1人・業務担当者2人選任している名簿届出があるが、現場常駐者は業務担当者1人のみ。	・現場責任者と作業員を委託業者は選任しているが、現場業務には作業員1人しか勤務していない。現場責任者も現場業務に従事させ現場管理を行わせるべきである。
	業務体制簿・個別調書	提出義務記載あり。	平成23年度業務実施体制届提出あり(24年度なし)。	・年度当初に必ず提出させるべきである。
	業務計画書	提出義務記載あり。	平成23年度業務計画書の提出あり(24年度なし)。	・年度当初に必ず提出させるべきである。
	日常業務報告書	提出義務記載あり。	提出あり。	・現場責任者と作業員の勤務時間の記載が必要である。 ・従事業務レ点チェックのみではなく、館内設備機器の状況や館内外破損状況等の報告事項の記載も必要である。

上記項目について改善が必要であるとともに、北部地域文化センター担当者は業務内容を正確に把握したうえで契約書・仕様書等を作成し、契約書・仕様書等に記載された内容で委託業務が適正に行われているかを確認すべきである。

2. ホール施設の貸付

北部地域文化センターでは、ホールを貸し出すときに1日1組を前提にしており、例えば1日の内で1区分でも使用されたら残りの区分は貸し出さないことにしている。その理由として、利用者が時間どおりに終わらないこと等を挙げている。平成24年度における開館日数に占める稼働日数の割合は41.5%であるが、開館時間に占める稼働時間の割合はかなり低くなるものと思われる。

北部地域文化センター担当者は、利用者と使用時間内に催しの準備から片付け、退室までが可能かを事前の打ち合わせで詳細に確認してから使用許可すべきであり、利用当日においても時間どおりに運営されているかの確認や管理等を行う必要がある。

また、使用許可を1日1組に限定せず、空いている時間帯を使用許可し、施設を有効に活用すべきである。

IV. 意見

1. 使用許可申請書

北部地域文化センターは、利用者が使用許可申請書を提出する前に、北部地域文化センター独自様式の使用協議書に使用目的等の詳細を記載させ、事前打ち合わせを行っている

が、実際に提出された使用許可申請書の使用目的欄に記載のないものが散見された。使用許可申請書の使用目的欄に使用目的を確実に記入させるべきである。

2. 喫茶コーナーの運営について

北部地域文化センターは、1階ホールに隣接した場所(14.5㎡)を、喫茶コーナーとして施設利用者への飲食物を販売する目的で個人へ貸している。使用計画書と使用許可条件に、営業日は休館日を除く15日以上、営業時間は午前9時から午後5時(催しにより随時延長)とされている。しかし、利用者が少ない場合に決められた時間どおりに営業されておらず、使用計画書と使用許可条件どおりでない状況である。利用者の利便性の観点から使用許可どおりの運営を行うよう指導するとともに、今後の喫茶コーナーの運営のあり方を再検討すべきである。

[4] 和邇文化センター

I. 概要

和邇文化センター(正式名は天津市和邇文化センター)は、天津市和邇高城12番地に昭和63年4月に地上2階建の鉄筋コンクリート造の施設として建築された。建物は、延床面積2,536㎡の中に500人収容の文化ホール、リハーサル室、会議室を擁しており、和邇支所と和邇すこやか相談所も併設された複合施設である。休館日は、毎週月曜日と年末年始となっている。

1. 設置目的

和邇文化センターは、市民の文化及び教養の高揚並びに芸術の振興を図るための機会及び場所を提供することを目的としている(天津市和邇文化センター条例第1、3条)。

2. 職員配置

所長(嘱託職員)以下、正規職員2人、嘱託職員4人であり、内正規職員1人と嘱託職員1人は和邇支所の辞令を交付されて和邇文化センターを兼務している。なお、所長及び正規職員1人と嘱託職員3人は市民スポーツ課の業務も兼務し、市民体育館等の使用許可事務と使用料の徴収も行っている。

3. 事業

(1) 講座等開催事業

和邇文化センターでは「げんき塾」と称した講座を毎年開催しており、平成24年度においては全7講座を開催し、参加者はのべ1,056人であった。

(2) 貸室事業

和邇文化センターの貸室は、ホール、リハーサル室、会議室であり、1日を午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後9時までの3区分に分けて貸し出ししている。基本使用料は、ホールは1区分9,170円、リハーサル室は1区分920円、会議室は1区分1,120円である。

平成24年度の開館日数は294日で、その内ホールが稼働した日数は105日、のべ利用者

数は13千人であった。開館時間区分に占める実際稼働区分の割合は、ホールで19.4%、リハーサル室で11.4%、会議室で13.5%となっており、全ての施設で20%を下回る低利用率であった。

4. 歳入歳出状況

平成24年度における和邇文化センターに係る決算額は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成24年度
(歳入)	
文化ホール基本使用料	690
文化ホール附帯設備使用料	712
自主事業受講料	182
歳入合計	1,585
(歳出)	
人件費	18,400
施設維持管理業務等委託料	11,921
光熱水費	6,005
施設及び舞台設備等修繕費	1,852
自主事業講師謝礼	230
その他経費	1,842
歳出合計	40,252

II. 監査手続

1. 和邇文化センター担当者から貸室事業と講座等開設事業について聴取するとともに施設の現状視察を行った。
2. 和邇文化センター担当者から業務委託について聴取し、関係資料を閲覧し検討した。

III. 監査結果

1. 清掃業務委託

清掃業務委託契約の仕様書において、毎日の業務終了後に当日の業務報告書を提出させることになっているが提出されていない。清掃業務は毎日行われ、業務内容は多岐にわたっているため、その日の清掃内容や清掃員の勤務体制、施設の状況等を記入させた業務報告書を毎日提出させて、現場確認等と合わせて業務確認を行うよう改善すべきである。

IV. 意見

1. ホール等施設の稼働率向上

ホール等施設の稼働率はそれぞれ時間帯区分別では20%を下回っており有効に施設が活用されているとは言い難い。確かに営利目的等では貸し出しできないことや音漏れの関係でホールとリハーサル室を同時に貸し出すことが難しい等の制約があり、和邇文化センター担当者も苦勞されていることは理解できる。しかし、講座等開設事業については毎年同じように開催しているのみであり、さらに講座等を増やすべきである。また、公民館等の他施設と連携して事業を企画したり、公民館利用者団体等に和邇文化センターの利用を促すような方策を講じたりすることも必要である。

[5] 図書館

I. 概要

1. 図書館の位置づけ

図書館は、「図書館法」第2条に、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定されているが、その設置は憲法によって保障されている等しく教育を受ける権利の精神に基づくものである。

○日本国憲法

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○教育基本法

前文 ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○社会教育法

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

○図書館法

第1条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

○大津市立図書館条例

第1条 図書館法第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

2. 図書館を構成する要素

一般に、図書館を構成する要素は、図書館資料、施設・設備、図書館職員の3つであるといわれている。

①図書館資料とは、図書館で貸し出したり、閲覧したりできる本や雑誌、CDやDVDなどのことをいう。

②施設・設備は、図書館の建物そのものである。その他、本を設置するための棚である書架や、本の検索などに使用するパソコンなども含まれる。

③そして、図書の貸し借りなどに携わる図書館職員である。図書館職員は、図書館の責任者である館長のほか、図書に関しての専門家である司書、その他、経理などの共通的な事

務をする職員がいる。

3. 大津市立図書館の概要

(1) 沿革

1976年 移動図書館「さざなみ号」巡回開始

1981年 大津市立図書館開館

1983年 南郷公民館図書室開設

1992年 (旧)志賀町立図書館開館

1993年 北図書館開館 (北部地域文化センター内に併設)

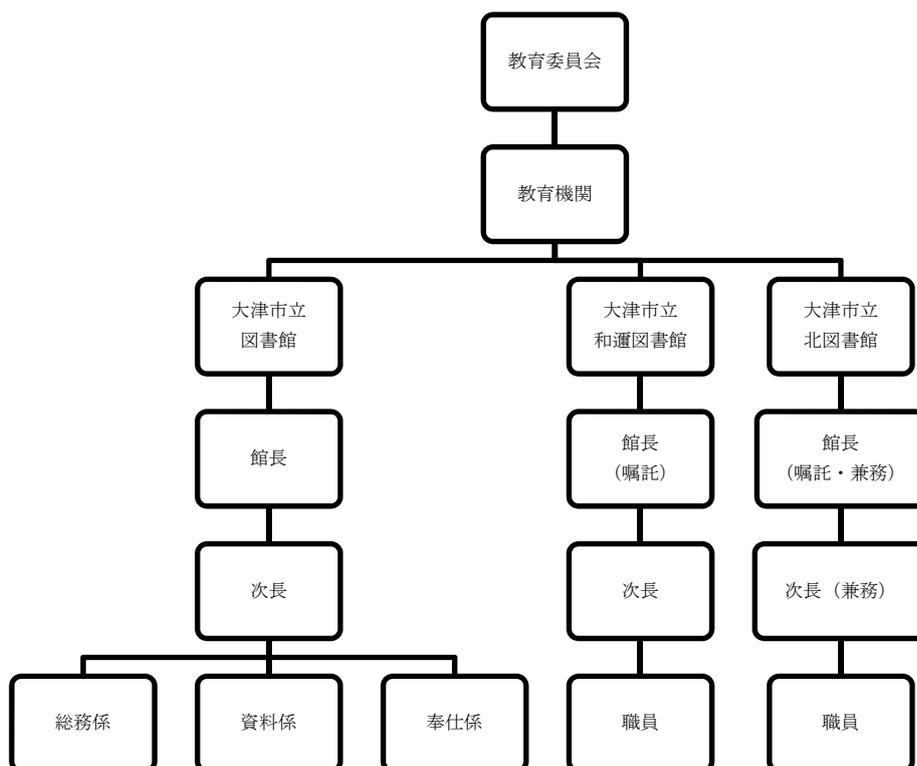
1994年 旧志賀町にて移動図書館「ミッケル号」巡回開始

2006年 志賀町との合併 (旧志賀町立図書館が大津市立和邇図書館に改称)

(2) 組織

A. 組織図

(平成24年度の組織図)



職	担当事務
館長（本館）	館の統括
次長	館長職務の補佐 各係の統括 図書館運営の総合企画立案に関する事
総務係	本館の行事企画運営に関する事 各係との連絡調整に関する事 公印の管理に関する事 関係各課との連絡調整に関する事 予算事務に関する事 文書管理に関する事 図書館協議会に関する事 施設、設備、備品の管理に関する事 研究室棟施設の貸出に関する事 シネマサロン、子ども映画会に関する事 広報、ホームページに関する事 統計資料に関する事 図書館年報に関する事
資料係	資料の選定に関する事 資料の発注、受入、検収に関する事 電算機の管理運営に関する事 資料の除籍に関する事 統計資料に関する事 データの調査及び修正に関する事 寄贈図書を受入に関する事
奉仕係	団体貸出（文庫団体・社会福祉団体・保育園・幼稚園・学校等）に関する事 移動図書館の運営に関する事 利用者カードの作成に関する事 図書資料の貸出、返却に関する事 参考資料室の運営に関する事 郷土、行政資料等の整理に関する事 児童サービスに関する事 集会活動に関する事 図書の予約、リクエストに関する事 障害者サービスに関する事 延滞本の督促に関する事 視聴サービスに関する事 連絡便に関する事

C. 勤続年数

本館の職員及び嘱託職員の平成 15 年度から平成 24 年度の勤続年数及び司書有資格者は以下のとおりである。

(単位：年)

		年度									
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
館長	職員	2	3	(1)	1	⑩	(1)	(1)	1	2	①
次長	職員	2	3	4	5	6	4	1		8	⑨
参事	職員			1	2	3					
総務係	職員	11	12	13	14		5	6	7	8	9
	職員	②	③	4	5	6	1	2	1	2	3
	職員			1	2	3	1	1	2		
資料係	職員	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	1
	職員				②	②	③	④	⑤	3	4
	職員	②	③	④	1	2	1	⑭	⑮	⑯	1
奉仕係	職員		1	2	3	4	1	2	3	4	5
	職員		1	2	3	4	5	6	7	1	2
	職員	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
	職員				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	職員	2	3	4	5	6	1	1	2	3	4
	職員	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬				
資料係	職員						4				
	嘱託						②	③	④	⑤	⑥
奉仕係	嘱託	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	嘱託		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	嘱託				②	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	嘱託	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	③	④	⑤
	嘱託							①	②	③	④
	嘱託								①	②	③
	嘱託								①	②	③
	嘱託							①	②	③	④
	嘱託										①
	嘱託							*1	*2	*3	*4

(注) 1. 平成 24 年 4 月 1 日現在。

2. 枠内の数字は図書館での勤続年数（北図書館及び志賀町時代の和邇図書館での勤続年数を含む）を、職員欄の（ ）は嘱託職員を表す。また、丸数字は司書資格を有することを表している(北館及び和邇館も同様)。

3. *は運転専任嘱託職員である。

4. 平成 19 年度の館長「⑩」は図書館勤続年数 16 年目の司書有資格者を意味し、平

成 18 年度までは和邇図書館勤務であったことを表す。また、平成 20 年度の次長「4」は図書館勤続年数 4 年目の司書無資格者を意味し、平成 19 年度は本館参事であったことを表す。

本館においては、過去 10 年間に司書資格を有する館長は 2 人である。館長には 8 人就任しており、5 人が 1 年で館長を退いている。また、司書資格を有する正職員は 12 人中 4 人であり、嘱託は運転専任職員を除き、全員が司書資格を有している。

北館の職員及び嘱託職員の勤続年数は以下のとおりである。

(単位：年)

		年度									
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
館長兼務	職員				1	2	1	(1)	(2)	(3)	(4)
次長兼務	職員	3	4	5	6	7	1	2	3	4	1
兼務	職員	2	3	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	職員	2	3	4	5	1	1	(2)	(3)	(4)	(5)
	職員	5	6	7	8	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	嘱託	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	嘱託	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		
	嘱託	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
	嘱託	①	②	③	④	②	②	③	④	⑤	
	嘱託							①	②	③	④

(注)北図書館職員は北部地域文化センター職と兼務している。

和邇図書館の職員及び嘱託職員の勤続年数は以下のとおりである。

(単位：年)

		年度									
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
館長	職員	⑫	⑬	⑭	⑮	1	2	3	(4)	(1)	(2)
次長	職員									1	2
	職員	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
	職員	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
	職員	③	④	⑤	⑥	9	10	11	12	13	14
	職員	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭					
	嘱託							②	⑱	⑳	㉑
	嘱託										①
	嘱託					⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①

(3) 運営方針

昭和 56 年 11 月 26 日の開館以来、「市民の図書館」の理念を受けて、次の 3 つの基本的な運営方針により、図書館サービスを展開している。

1. 市民の求める図書を自由に気軽に貸し出すこと

2. 児童の読書要求に応え、児童サービスに重点をおくこと
3. あらゆる人に図書を貸し出し、図書館を市民の身近な施設とするため、市内サービス網を形成すること

(4) 5期比較決算額

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1.人件費	215,457	204,470	193,511	195,658	200,522
(1)職員	155,337	138,048	118,085	125,272	125,623
(2)嘱託職員	40,945	45,979	57,240	50,272	57,219
(3)臨時職員	19,174	20,442	18,185	20,113	17,678
2.図書整備費	41,320	41,152	50,329	39,258	40,744
(1)図書購入費	33,299	32,999	42,799	32,365	33,799
(2)雑誌購入費	5,271	5,344	5,450	4,935	4,987
(3)新聞購読料	1,796	1,798	1,800	1,822	1,822
(4)官報追録代	952	1,009	278	135	135
3.図書館管理運営費	56,988	56,419	54,948	65,672	52,650
(1)施設維持管理運営費	36,261	33,929	34,352	45,356	31,992
(2)図書資料装備事業費	1,064	1,039	912	1,027	920
(3)コンピューター 管理運営事業費	15,749	17,079	16,355	15,882	15,132
(4)貸出利用等実施事業費	581	1,169	509	605	1,477
(5)移動図書館運営事業費	1,609	1,501	1,563	1,426	1,695
(6)参考業務充実事業費	850	793	464	448	337
(7)集会活動事業費	596	806	605	860	837
(8)障害者サービス事業費	275	100	184	65	65
(9)図書館協議会運営費	-	-	-	-	191
図書館費合計	313,766	302,042	298,789	300,589	293,917

(5) 施設の概要

	本館	北図書館	和邇図書館
開館年月日	1981年11月26日	1993年7月25日	1992年7月1日
建築面積	1,650 m ²	3,375 m ²	1,104 m ²
延床面積	3,350 m ²	1,024 m ²	1,344 m ²
開架面積	1,028 m ²	493 m ²	651 m ²

(注1)本館には、南郷公民館図書室が分室としてある。また、移動図書館「さざなみ号」が28か所を2週間に1回巡回している。

(注2)北図書館は北部地域文化センター内にあり、上記建築面積は北部地域文化センターの面積である。

(注3)和邇図書館の移動図書館「ミッケル号」は17か所を2週間に1回巡回している。

(6) 職員数

	人数				司書資格 保有者数	司書の割 合
	合計	正規職員	嘱託職員	臨時職員		
本館	26人	12人	11人	3人	17人	65%
北図書館	13人	3人	5人	5人	9人	69%
和邇図書館	10人	3人	4人	3人	7人	70%
合計	49人	18人	20人	11人	33人	67%

(平成25年3月31日現在)

(7) 蔵書数 (図書以外資料も含む)

(単位:冊)

	本館	B M	南郷	小計	北館	和邇館	合計
(1)一般	284,629	9,200	10,225	304,054	100,079	116,051	520,184
(2)児童	88,173	22,030	9,147	119,350	44,953	46,879	211,182
内 紙芝居	1,487	478	196	2,161	1,107	1,270	4,538
(3)郷行参考	38,922	0	183	39,105	7,037	5,600	51,742
内 郷土資料	19,058	0	105	19,163	4,234	3,048	26,445
行政資料	2,683	0	16	2,699	1,174	1	3,874
参考資料	17,181	0	62	17,243	1,629	2,551	21,423
図書計	411,724	31,230	19,555	462,509	152,069	168,530	783,108
(4) 図書以外資料	40,567	0	13	40,580	7,096	14,636	62,312
内 雑誌	32,124	0	0	32,124	6,543	8,386	47,053
C D	1,018	0	0	1,018	155	3,444	4,617
レコード		0	0	0	0	0	0
ビデオ・DVD	1,150	0	0	1,150	0	1,683	2,833
マイクロフィルム	2,440	0	0	2,440	0	0	2,440
カセット	1,957	0	0	1,957	2	443	2,402
図書付録	1,878	0	13	1,891	396	680	2,967
総計	452,291	31,230	19,568	503,089	159,165	183,166	845,420

(注) BMはBookMobileの略で移動図書館のことである。(平成25年4月1日現在)

(8) 貸出冊数

(単位:冊)

	本館	B M	南郷	小計	北館	和邇館※	合計
一般	574,528	33,463	30,534	638,525	236,056	254,184	1,128,765
児童	230,658	59,745	27,049	317,452	130,358	87,925	535,735
計	805,186	93,208	57,583	955,977	366,414	342,109	1,664,500

(※和邇館のうち移動図書館(BM)貸出=20,396冊。内訳:一般7,940冊 児童12,456冊)

(9) 平成 24 年度蔵書・書架点検結果

(単位：冊)

対象館	蔵書数 (A)	不明資料数					合計 (B)	比率% (B/A)
		H24	H23	H22	H21	5年連続 不明		
本館 (BM含 む)	176,116	1,559	764	628	784	639	4,374	2.48%
本館 BM	30,896	69	48	41	42	33	233	0.75%
本館合計	207,012	1,628	812	669	826	672	4,607	2.23%
北館	84,380	563	146	157	99	78	1,043	1.24%
和邇館	108,067	320	134	217	232	255	1,158	1.07%
合計	399,459	2,511	1,092	1,043	1,157	1,005	6,808	1.70%

(注) 1. 蔵書数は付録資料を含む。

2. 平成 24 年度の蔵書点検では書庫を対象としていないため、蔵書数は書庫分を含んでいない。

3. 5年連続不明資料は除籍予定。

4. 滋賀県内及び他の中核市の図書館との比較

(1) 滋賀県の全 19 市町の人口当たり蔵書数等の状況は以下のとおりである。

市町名	人口 100人当 蔵書数 (冊)	人口 1,000人当 受入冊数 (冊)	対人口 登録率 (%)	人口100人 当 貸出冊数 (冊)	登録1人 当貸出数 (冊)	平成25年度 人口1人当 予算資料費 (円)
大津市	233	98	14	486	35.6	118
彦根市	676	188	32	538	16.7	292
長浜市	796	515	16	899	54.9	313
近江八幡市	536	352	35	666	19.1	161
草津市	397	149	24	1,030	43.6	239
守山市	382	183	21	810	38.7	265
栗東市	489	202	34	975	28.6	271
甲賀市	662	136	33	757	23.2	191
野洲市	738	274	30	1,471	49.4	354
湖南市	662	238	23	913	40.5	409
高島市	977	336	25	1,597	62.8	491
東近江市	814	282	24	940	38.5	512
米原市	650	277	23	1,261	53.9	334
日野町	773	307	21	888	41.7	574
竜王町	854	393	25	1,068	42.3	638
愛荘町	1,805	775	33	1,597	48.2	1,652
豊郷町	971	369	17	503	30.3	690
甲良町	1,350	668	30	947	31.4	1,301
多賀町	1,700	549	36	1,943	54.1	957
平均	814	331	26	1,015	40	514
滋賀県内 の順位	19位	19位	19位	19位	13位	19位

- (注) 1. 滋賀県立図書館ホームページの統計資料、「県内の公共図書館のすがた」より抜粋及び加工。
 2. 平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口に基づいた「全国市町村要覧」平成 24 年版による人数を元に計算をしている。
 3. その他の数値は平成 24 年度の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）による。
 4. 登録者数は「有効登録者数」（2012 年度実利用者数）を表している。

滋賀県は、1970 年代はじめには 50 市町村の自治体の中で、県立図書館 1 館、市町立図書館 2 館と県内にわずか 3 館しかなく、全国的にも図書館後進県であった。しかし、1981 年以降、県が①（市町村）図書館建設に対する施設整備補助 ②（市町村）移動図書館車の購入補助 ③（市町村）図書購入の補助 ④経験ある専門図書館長の招聘を行った結果、平成 22 年度においては、県民一人当たり蔵書数及び貸出冊数が全国 1 位、県民一人当たり利用者数は 2 位と図書館のもっとも充実した県と言われている。

大津市は滋賀県内において、上記のとおり、登録一人当たり貸出冊数は県内 13 位であり、人口当たり蔵書数、受入冊数、登録率、貸出冊数及び資料費は、いずれも県内最下位である。

(2) 人口が大津市と同規模の 30 万人から 40 万人の中核市 18 市の人口及び蔵書冊数等の状況は以下のとおりである。

市	人口 (千人)	蔵書 冊数 (千冊)	受入 冊数 (冊)	貸出 冊数 (千冊)	平成 22 年度 決算図書費 (千円)	平成 24 年度 予算図書費 (千円)
久留米市	303	704	41,904	1,627	73,684	60,908
青森市	303	845	37,464	1,025	19,906	17,976
秋田市	322	623	16,565	776	12,249	12,922
郡山市	334	867	35,033	879	50,380	47,198
大津市	335	761	38,266	1,591	32,800	33,000
川越市	339	774	20,438	1,948	24,431	22,337
高知市	339	941	39,184	1,668	16,796	12,786
前橋市	340	908	71,237	2,306	63,219	61,400
いわき市	346	666	22,720	1,355	48,882	48,200
旭川市	352	1,174	60,180	2,585	46,534	39,991
高槻市	355	1,440	57,595	3,059	87,896	82,648
奈良市	365	936	22,304	1,255	26,920	21,910
豊橋市	366	916	29,204	1,863	44,744	42,430
岡崎市	366	857	31,945	2,492	36,703	27,223
高崎市	371	986	38,119	2,584	57,593	60,554
和歌山市	379	446	14,835	791	19,981	23,095
長野市	384	927	40,152	1,731	49,621	49,200
柏市	397	928	38,909	2,300	59,010	52,945
平均	350	872	36,447	1,769	42,853	39,818
大津市の順位		14 位	8 位	12 位	12 位	11 位

(注) 1. 社団法人日本図書館協会出版の「日本の図書館 統計と名簿 2012」より抜粋。

2012 年 4 月 1 日を基準として行われた調査をまとめたものである。

2. 大津市の平成 22 年度決算図書費 32,800 千円は「(4) 5 期比較決算額 p 183」の表中 42,799 千円より「住民生活に光をそそぐ交付金」による臨時的な図書費 10,000 千円を除き四捨五入された金額である。

人口が 30 万人から 40 万人の中核市 18 市の中で、大津市は受入冊数以外において平均以下で順位は受入冊数の 8 位が最高で蔵書数は 14 位である。

5. 志賀町との合併前と合併後の図書整備費

大津市は平成 17 年度末に近い平成 18 年 3 月 20 日に志賀町と合併した。

大津市の過去 10 年間の図書整備費は以下のとおりである。

(単位：千円)

	図書購入費	雑誌購入費	新聞購読料	官報追録代	図書整備費計
平成 15 年度	37,044	3,360	1,410	1,097	42,913
平成 16 年度	30,999	3,426	1,419	1,134	36,980
平成 17 年度	19,711	3,805	1,604	1,278	26,400
平成 18 年度	33,224	4,020	1,786	1,267	40,299
平成 19 年度	32,999	4,986	1,810	1,178	40,974
平成 20 年度	33,299	5,271	1,796	952	41,320
平成 21 年度	32,999	5,344	1,798	1,009	41,152
平成 22 年度	42,799	5,450	1,800	278	50,329
平成 23 年度	32,365	4,935	1,822	135	39,258
平成 24 年度	33,799	4,987	1,822	135	40,744

平成 17 年度は合併前年であり、合併を踏まえて図書の予算が前年度比大幅減額され図書購入費は前年度の 3 分の 1 を超える 11,288 千円少ない。

平成 22 年度は 10,000 千円の国庫補助による図書購入があったため、前年度より 9,800 千円多い 42,799 千円となっている。

上記の表からわかるとおり、平成 18 年度より図書館が 1 館増え、3 館となったが、図書整備費は増えていない。

大津市と志賀町の図書館整備費の合計は以下のとおりである。

(単位：千円)

	大津市	志賀町	合計
平成 15 年度	42,913	16,999	59,912
平成 16 年度	36,980	14,402	51,383
平成 17 年度	26,400	13,280	39,681
平成 18 年度	40,299	—	40,299
平成 19 年度	40,974	—	40,974
平成 20 年度	41,320	—	41,320
平成 21 年度	41,152	—	41,152
平成 22 年度	50,329	—	50,329
平成 23 年度	39,258	—	39,258
平成 24 年度	40,744	—	40,744

図書整備費合計は合併前より大きく減少している。

6. 市区町村立図書館の指定管理者導入状況

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、及び経費の縮減等を図ることを目的として平成15年9月に導入されたものである。図書館についても、平成24年度までに図書館を設置する1,292市区町村の12.0%の市区町村である156市区町村において、3,187図書館の10.4%にあたる333図書館について指定管理者が導入されている。

市区町村立図書館の検討状況（自治体数）

	特別区	政令市	市	町村	合計
2012年度までに導入	10	6	100	40	156
2013年度に導入予定	4	3	10	5	22
2014年度以降に導入を予定					36

市区町村立図書館の検討状況（図書館数）

	特別区	政令市	市	町村	合計
2005～2012年度に導入	79	40	170	44	333
2013年度に導入予定	18	7	24	6	55

2012年度までに導入した館の導入年度（図書館数）

		特別区	政令市	市	町村	合計
図書館数		79	40	170	44	333
導入年度	～2005年度	0	6	3	2	11
	2006年度	0	18	29	11	58
	2007年度	24	0	18	7	49
	2008年度	6	4	34	3	47
	2009年度	21	4	24	3	52
	2010年度	22	4	25	10	61
	2011年度	3	0	14	1	18
	2012年度	3	4	23	7	37

これまで導入してきた実績から、指定管理者導入のメリットとデメリットには以下のようなことがあげられている。

①メリット

- ・ 管理経費縮減—縮減分を図書資料費に回すことにより、同じ予算でより多くの図書の購入が可能になる
- ・ 民間のノウハウ活用—より効率的、効果的な運営が可能になる
- ・ 競争原理の導入—仕事への動機づけを高め、より効率的でよりよいサービス提供が可能となる

- ・ 機動的な行動ができる—直営の場合より人事面、経費面でより早い対応が可能になる
- ・ 新たなサービスの提供—物品の販売、コーヒーショップの併設等が可能になる

②デメリット

- ・ 少数者へのサービス（障害者サービスなど）などの質的及び量的低下
- ・ 既存施設での導入は過渡期にダブルコストになる
- ・ 自治体から業務ノウハウが消失する危険性
- ・ 特定企業・NPOへの依存が永続化する
- ・ 各課との連携が希薄になる
- ・ 行政との意思疎通、連携・協力が困難である
- ・ 司書の短期雇用・低賃金労働者化が進む

これらのデメリットは、維持・継続すべき業務内容を仕様書に盛り込み、指定管理者に丸投げするのではなく、市が直接の運営責任者であるという認識のもと、市の専属担当者を配置することで、指定管理者と市とのパイプ役を担うなど、主体的に図書館経営を考え、携わることで、できる限り回避できる。

II. 監査手続

1. 大津市の図書館の概要についてヒアリングを実施し、資料を入手した。
2. 日本の図書館の概要、現状について調査を実施し資料を入手、検討した。
3. 滋賀県及び中核市の図書館の状況について資料を入手し検討した。

III. 意見

1. 不明図書対策について

平成 24 年度の蔵書点検において、不明資料は合計 6,808 冊である。5 年連続不明となった場合は除籍処理をされるため、6,808 冊は平成 20 年度以降の過去 5 年間に不明となっている図書の数である。

不明図書は不正持ち出しや盗難など、貸出処理をされていない図書が館外に持ち出されたことが原因である。現在、大津市立図書館では、書籍等の盗難防止策は講じられていない。盗難防止策としては、警備員や監視カメラの配置やロッカーを設置して、個人の荷物を図書館に持って入らないようにすることや、貸出処理をしていない図書を持ったまま出入口に設置されたゲートを通ると警告音が鳴るシステムであるブックディテクション・システムの導入などがある。いずれも一長一短あるが、平成 24 年度には 1,005 冊もの図書が不明のため除籍処理されており、市民の重要な資産を守るために不明図書対策が必要である。

2. 図書購入額について

大津市の運営方針の 1. に「市民の求める図書を自由に気軽に貸し出すこと」とある。しかし、図書購入費は図書館費 293,917 千円の 11.50%の 33,799 千円である。しかも、志

賀町と合併する前に図書館が本館と北図書館だけだった時と比べて和邇館が増えて3館になったにもかかわらず、図書館の資料費（図書整備費）は増えていない。市民の求める図書を貸し出すためには、「本」そのものが必要であり、「本」は図書館を構成する大切な要素の一つでもある。大津市の図書購入費は他の人口30万人から40万人の中核市の平成22年度決算額の平均42,853千円より10,053千円も少ない32,800千円である。滋賀県内の他の市町と比較しても人口1人当たり資料費は最下位である。大津市立図書館が市民にとって魅力ある図書館であるために、図書の確保につき検討されたい。

3. 職員の配置について

図書館職員は、図書館を構成する3要素のひとつであり、人件費も200,522千円と図書館費の68.2%を占めているにもかかわらず、実際の職員の配置については、過去の知識や経験を生かすことのできる人材が配置されておらず、将来に向けてよりよいサービスを提供できるような体制になっているとは言えない。

(1) 館長について

文部科学省は図書館の健全な発達を図るために、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めている。平成24年12月に改正、施行された新基準によると、図書館長については、「その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」とされている。

しかし、大津市本館の平成15年から平成24年の10年間を見ると、図書館での勤務経験がある館長は1名のみで、10年間に8名が館長となっており、ほぼ毎年館長が変わっている。

また、1名を除き過去に図書館での勤務経験もなく館長に就任しており、知識・経験があるとは言いがたい。司書資格を持った館長も10年間で2名である。また館長就任期間も半数の5名が1年間である。市においては前年度に予算要求を行い、当年度の予算が決まるのであり、運営や行政について、新たな企画等を1年や2年の短期間で遂行することは不可能である。つまり、市は、「図書館の改革」や「運営の方向性を定める」など中長期的な視野に立った役割を担うことを館長に求めていると考えられる。職務分担表にあるように「館の統括」という意味でも、1年ではよい成果を期待できない。館長については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」にあるように、知識・経験そして司書となる資格を有する者をある程度の年数は継続して任命することが必要である。

(2) 職員について

図書館において、いかなる「本」を購入するかということは、大変重要なことである。購入する本を選ぶことを、選書と言う。大津市立図書館本館の担当者によると、選書は、図書館員の経験やカウンターでの利用者との対話、その他、新聞・書評・雑誌・テレビ・インターネット等を参考にし、常に世の中の動きにアンテナをはり、行われているとのことである。

このような選書業務は、個人の経験、資質によるところが多く、一朝一夕にスキルを身に着け、行うことのできるものではない。選書がきちんとできるようになるまでには数年の経験を必要とするとも言われている。しかし、大津市の人員配置を見ると、平成24年度においては、本館の選書担当の正職員は司書資格を持たない、勤続年数が1年目の2名と4年目の1名の3名である。嘱託は、司書資格を有する勤続年数20年目及び4年目の嘱託2名が選書担当で、合計5名である。司書資格を持ち、図書館勤続年数19年の職員（次長）が選書担当ではないが、指導を兼ねて選書に携わるようにして、選書業務に支障をきたさないようにしていたとのことであるが、本来の選書担当職員に必要な経験・知識が備わっていない人員配置であったため、通常以上の指導を含めた選書業務を当職員が担う必要があったと思われる。また、平成24年度の選書担当の正職員3名は、平成25年度は一人も図書館で勤務していない。

市民の関心を汲み取り、地域性などを考慮したよりよい選書を行うためには、職員が知識・経験を積むことができ、さらにそれを引き継いでいける職員配置が必要である。

4. 開館時間及び休館日について

大津市は、「市民の求める図書を自由に気軽に貸し出すこと」及び「あらゆる人に図書を貸し出し、図書館を市民の身近な施設とすること」を運営方針としている。大津市の現在の市民一人当たり貸出冊数、登録率は県内最下位であり、決して「あらゆる人」が「図書館を身近な施設」として、「図書を自由に気軽に」借りられているとは言えない。その理由は、開館時間と立地条件にもある。

大津市の図書館の開館時間は以下のとおりである。

	本館	南郷公民館 図書室	北図書館	和邇図書館
火曜日から土曜日	10:00～19:00	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00
日曜日	10:00～17:00	休館	10:00～17:00	10:00～17:00
休館日	月曜・祝日（土・日の場合開館） 月末の木曜日（8月・12月除く、9月は第1土曜も休館）、年末年始	日曜・月曜・祝日・年末年始	本館と同じ	本館と同じ

近隣の市立図書館（本館）の開館時間は以下のとおりである。

	開館時間				休館日
	平日	土曜日	日曜日	祝日	
大津市	10:00～19:00		10:00～17:00	休館日 土・日の場合開館	月曜・国民の祝日（土・日の場合開館）・年末年始 月末の木曜日（8月・12月除く、9月は第1土曜も休館）
京都市	10:00～20:30	10:00～17:00			火曜日・年末年始
大阪市	9:15～20:30	9:15～17:00			毎月第1・3木曜日・年末年始
神戸市	9:15～20:00		9:15～18:00		月曜日・年末年始
奈良市	9:30～19:00		9:30～17:00	休館日	月曜日・国民の祝日・年末年始・毎月末
和歌山市	10:00～20:00	10:00～18:00（18:30～4月から9月）		休館日	金曜日・国民の祝日・年末年始・毎月末
名古屋市	9:30～20:00	9:30～19:00	9:30～17:00		月曜日・第3金曜日・年末年始
津市	9:00～19:00	9:00～17:00			火曜日・最終木曜日・年末年始

上記のとおり、大津市の市立図書館の開館時間は近畿の県庁所在地の市立図書館の中で最も短い。大津市立図書館の月曜日以外の平日の開館時間は本館が10時から19時、北館及び和邇館は18時までと会社勤めの市民には利用しにくくなっている。また、休みの曜日を固定していることから、月曜日のみが休みの仕事を持つ市民には利用することができない。近隣他市の中で最も開館時間が短いことから、開館日を工夫したり、開館時間を延長したりするなど、市民のニーズに応じて検討することが必要である。

5. 図書館に対する市民の声について

現在、大津市立図書館に対する市民の意見や要望について、市民の14%である来館者は各図書館に設置されている意見箱を利用して伝えることが可能であるが、来館できない又はしていない86%を占める市民にとっては、意見を伝えやすい環境が整っていない。

大津市の平成23年度の利用冊数資料によると、下記のとおり19歳から29歳の利用が少ない。

（年齢別利用者の状況）

区分	貸出冊数				年齢別貸出数割合			
	合計	本館	北図書館	和邇図書館	合計	本館	北図書館	和邇図書館
0～9歳	233,368	139,880	50,750	42,738	14.53%	15.47%	13.92%	12.67%
10～18歳	162,730	103,187	35,178	24,365	10.13%	11.41%	9.65%	7.22%
19～29歳	90,381	49,739	22,478	18,164	5.63%	5.50%	6.17%	5.39%
30～39歳	255,826	148,308	61,066	46,452	15.93%	16.40%	16.75%	13.77%
40～49歳	266,101	153,660	62,713	49,728	16.57%	16.99%	17.20%	14.74%
50～59歳	182,538	90,720	45,802	46,016	11.37%	10.03%	12.56%	13.64%
60歳以上	415,131	218,748	86,573	109,810	25.85%	24.19%	23.75%	32.56%
年齢不明	12	9	3	-	0.00%	0.00%	0.00%	-
計	1,606,087	904,251	364,563	337,273	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

（注）大津市統計年鑑平成24年度版より集計したため、年齢の区分が10歳毎となっていない。

利用者の貸出冊数を年齢別に見ると、19歳から29歳の割合が他の年齢区分に比して半分以上の全館合計で5.63%となっている。

時事通信社が2005年に行った「図書館に関する世論調査」において、公共図書館を利用しなかった理由は

1. 本を読まない

2. 本を借りたり返したりするために、図書館に出掛けるのが面倒だ

3. 本は買ったり、人から借りたりして読む

4. 公共図書館が近くにない

5. 開館時間中に図書館に行くことができない

などがあげられている。また、年代によってトップにあげられた理由が異なり、20歳代では「開館時間中に図書館に行くことができない」30%、30歳代では「本を借りたり返したりするために、図書館に出掛けるのが面倒だ」32%、40歳以上の年代では「本をほとんど読まない」26～36%となっている。

上記調査結果は、大津市の状況とは異なる可能性はあるが、利用者の声を聞くことが大切なことであるのと同時に、大津市民がどのような理由で図書館を利用していないのか、又はできないのか等についての意見や要望を聞くために、図書館のトップページからより手軽に市民の声が届けられるようにするなどの対応が必要である。

6. 指定管理制度など民間活力の導入

滋賀県内において、大津市は、登録一人当たり貸出冊数以外の人口当たり蔵書数、人口当たり登録者数、人口一人当たり資料費のそれぞれで最下位である。

このような状況の中、大津市が限られた予算の中で、図書整備費を確保し、経験や知識、司書資格を重視した人員も継続的に確保しつつ、開館時間を延長する方法を考える際、業務の民間委託や指定管理者制度など民間活力の導入による実現の可能性も否定できない。指定管理制度導入には、メリット、デメリットがそれぞれ指摘されているが、メリットを最大限生かし、デメリットを最小限に抑える又はなくす方策を立てることでよりよい図書館運営を行うことが可能となる。よりよい大津市立図書館の運営について、また今後の大津市立図書館のあり方について再考し、市民及び大津市が目指す図書館の実現に向けた運営改善の取組みのため、業務の民間委託や指定管理者制度の導入など民間活力を導入することについても検討する必要がある。

[6] 文化財保護

I. 概要

1. 歳出（文化財保護費）の状況

[過去3年間の推移状況]

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1. 人件費 計	106,597	108,605	106,830
(1)職員	11人 96,417	11人 93,539	11人 91,321
(2)嘱託職員	2人 6,254	3人 9,930	3人 10,317
(3)臨時職員	4人 3,924	4人 5,136	4人 5,191
2. 市内遺跡緊急発掘調査事業費	7,172	8,572	8,212
3. 市内史跡等整備事業費	77,336	63,266	63,801
4. 伝統的建造物群保存対策事業費	17,410	12,209	3,598
5. 文化財保存修理等補助事業費	23,426	25,454	21,929
6. 埋蔵文化財調査センター管理運営事業費	4,933	3,424	3,887
7. 文化財管理運営事業費	9,835	9,219	13,724
合 計	246,712	230,750	221,984

主な費目である市内史跡等整備事業費とは、重要な史跡であると国から指定を受けた地域の史跡を保存するために民間から土地を買い上げ、公有地化を推進する事業である。

2. 文化財公有化の意義

都市化の進展や開発に伴い、史跡等の価値が損なわれる危機にさらされている。また、史跡等の指定を受けることで、所有者には文化財保護法による規制がかけられ、土地利用などが制限されている。

国民共有の財産である史跡等を良好な状態で保全・整備・活用を行うとともに、所有者が受ける公の制限を代替する方法として文化財公有化を行うものである。

3. 公有地化の状況

現在、教育委員会では「惣山遺跡・青江遺跡環境整備基本計画」、「穴太廃寺跡環境整備基本計画」、「山ノ神遺跡環境整備基本計画」の3つの基本計画に基づき4カ所の遺跡で公有化が進められており、現在までの取得状況は次のとおりである。

遺跡別公有化状況

(金額単位：千円)

		平成 23 年以前	平成 24 年度	累計取得
1. 惣山遺跡 指定面積 21,176 m ²		(平成 9 年度より)		
	(面積)	15,431 m ²	—	15,431 m ²
	(金額)	802,051	—	802,051
2. 青江遺跡 指定面積 14,947 m ²		(平成 11 年度より)		
	(面積)	7,331 m ²	1,081 m ²	8,412 m ²
	(金額)	321,910	38,494	360,405
3. 穴太廃寺 指定面積 33,028 m ²		(平成 12 年度より)		
	(面積)	9,152 m ²	406 m ²	9,559 m ²
	(金額)	460,792	14,834	475,627
4. 山ノ神遺跡 指定面積 5,562 m ²		(平成 21 年度より)		
	(面積)	1,186 m ²	292 m ²	1,479 m ²
	(金額)	39,503	9,748	49,251
合 計	(面積)	33,100 m ²	1,779 m ²	34,881 m ²
	(金額)	1,624,256	63,079	1,687,334

1. 惣山遺跡は、平成 10 年 1 月 29 日指定を受け、平成 9 年度より公有化を始めているが、直近に取得したのは平成 20 年度であり、この時点で公有化率 72.9%であるが、その後取得はない。

惣山遺跡は近江国庁跡に関連する遺跡であり、12 棟の倉庫群が南北に連なる非常に珍しいものとされている。



写真 1 惣山遺跡

2. 青江遺跡は、平成 12 年 3 月 10 日に指定を受け、さらに平成 17 年、平成 19 年、平成 22 年に追加指定を受け平成 11 年度から平成 24 年度も取得が行われている。青江遺跡は住宅地の中に 3 カ所に分かれて点在しており、直近に取得しているのは新幹線と墓地に囲まれた竹藪である。平成 24 年度末時点での公有化率は 56.3%である。

青江遺跡は、国庁と一体となって機能した国司館の可能性もある。



写真 2 青江遺跡 平成 23 年度以前取得分

住宅地の一角が公有地化されている。案内版等はない。



写真 3 青江遺跡 平成 24 年度取得分

(平成 24 年度に取得された青江遺跡の一部。竹藪になっているのが遺跡の部分。竹藪の部分は青江墓地と新幹線に挟まれた一角である。)

3. 穴太廃寺は、平成 9 年 9 月 11 日に指定を受け、平成 12 年度から公有化が開始されている。平成 24 年度末時点の公有化率は 57.6%であるが、史跡の中心部分は国道 1 6 1 号線バイパスの高架下部分であるため、指定面積の約半分は当初より公有化されているので今の公有化率は指定面積に占める民有地に対する公有化率である。

穴太廃寺は、創建寺院と再建寺院からなり、再建寺院はほぼ同じ位置に主軸北を約 9 度東に振った近江大津宮とほぼ同一方位で建物が建てられていることが特徴である。

4. 山ノ神遺跡は平成 17 年 7 月 4 日に指定を受け、平成 21 年度から公有化が開始され、平成 24 年度も取得が行われている。平成 24 年度末時点で公有化率 33.8%である。山ノ神遺跡は、窯跡で、鴟尾が出土されたことで知られる。

4. 整備計画

3 つの基本計画ともに最終整備は遺跡公園として整備することを予定している。惣山・青江遺跡は平成 22 年まで、穴太廃寺は平成 15 年まで、山ノ神遺跡は平成 26 年までに整備計画が完了する予定であった。しかし、現状では公有地取得自体が遅れており整備計画が完了するめどは立っていない。

II. 監査手続

1. 支出稟議等の起案書を確認し、取得の妥当性を確認した。
2. 4カ所の公有地化している遺跡を現地に出向き現況を確認した。

III. 意見

1. 公有地化された遺跡の活用

公有地の取得のために平成24年度に63,079千円を支出し、平成24年度末までの4カ所の史跡に対する累計支出金額は1,687,334千円である。この事業は、国からの補助事業で80%の補助があるが、大津市も20%は負担を行っている事業である。

遺跡の公有地化は、毎年度予算額に応じて行われているが、大幅に計画からは乖離しており、公園として整備されて市民が利用できるのはいつか分からない状況である。

4つの遺跡の内、穴太廃寺については案内板が設置されていた。また、山ノ神遺跡については、教育委員会設置ではないものの「瀬田史跡会」が平成2年に案内板を設置している。あとの、惣山遺跡、青江遺跡については案内板も何も設置されておらずほとんどの市民がその存在も知らないと思われる。

惣山遺跡には802,051千円、青江遺跡には360,405千円もの税金を投じているのであればせめて案内板は設置し、敷地内に入れるような状態までは整え、文化財の存在を市民に知らしめ、アピールされたい。

遺跡公園の整備についても、整備費用の金額と市民の満足度合いは必ず比例するものでもないと思われるので、費用をかけずに早い時期に実施できる方法を検討されたい。

また、文化財保護の観点からだけでなく、観光資源としていかに利用していくのか観光担当部局と協議し具体的計画を作成されたい。

[7] 歴史博物館

I. 概要

1. 設置根拠及び事業の内容

教育委員会は、大津市歴史博物館条例を制定し、第 1 条で「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 18 条の規定に基づき、本市に歴史博物館を設置する。」としている。また、第 3 条で事業内容を次のとおり定めている。

(事業)

第 3 条 博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸等に関する資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、調査研究し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (3) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会、見学会等を開催すること。
- (4) 博物館資料の展示のほか、美術等に関する展覧会の場として企画展示室を利用に供すること。
- (5) その他博物館の目的を達成するために必要な事業

2. 歳出(博物館費)の状況

博物館費の支出状況は、次表のとおりであるが、主な支出は人件費と博物館管理運営事業費であり、両者で博物館費全体の 9 割弱を構成している。

[過去 3 年間の推移状況]

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1. 人件費 計	106,560	94,775	94,525
(1)職員	10 人 89,403	9 人 76,002	9 人 76,617
(2)嘱託職員	3 人 5,910	2 人 5,828	2 人 6,247
(3)臨時職員	10 人 11,245	10 人 12,943	17 人 11,660
2. 博物館管理運営事業費	112,460	90,632	90,238
3. 博物館資料調査収集事業費	3,872	3,816	3,489
4. 博物館普及啓発事業費	2,021	2,099	2,161
5. 企画展示事業費	18,587	13,624	10,809
6. 常設展示事業費	590	495	420
7. 映像・情報提供事業費	12,365	8,256	9,460
合 計	256,457	213,700	211,105

3. 歳入の状況

大津市歴史博物館（以下、歴史博物館という）の歳入は歴史博物館の使用料と資料頒布等の雑入があるが、そのうち歴史博物館の使用料は下記のとおりである。

[過去3年間の推移状況]

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1. 観覧料	13,092	8,119	6,058
2. 企画展示室使用料	2,774	2,621	3,223
歴史博物館使用料 合計	15,866	10,741	9,282

4. 入館者の状況

過去3年間の入館者の状況は下記のとおりであるが、入館者総数及び常設展示の入館者数が3年連続減少している。

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
常設展示	30,629	26,727	22,866
企画展示	30,204	21,493	10,180
講座等	4,084	3,289	3,764
貸館	48,304	42,749	46,066
入館者計	113,221	94,258	82,876

II. 監査結果

1. 歴史博物館の収入管理について

観覧券の払出枚数については管理表が作成され、1か月に一度程度は観覧券の現物とも確認が行われている。しかし、使用料収入金額の総額とチケットの払い出し枚数の確認は行われていないので、収入の網羅性を確認するため、整合性を確認する必要がある。

その際、現在は有料観覧券の裏に、「老人」、「介護」、「福祉」、のスタンプを押すことによって無料処理されているが、有料観覧券が払い出されるにもかかわらず、入金がないことが正当化されてしまうため、入場料を免除する入館者に対しては無料入館用の観覧券を作成すべきである。また、観覧券のたな卸は業務の閑散時に任意に行うのではなく毎月末に定期的実施すべきである。

III. 意見

1. リース契約について

大津市はリース会社と「歴史博物館データベースシステム・講堂放送設備・ビデオライブラリー関連機器他一式」を賃借動産とし、平成22年11月1日から5年間、賃貸借料33,446千円とする賃貸借契約を締結した。

リース会社の選定にあたっては、平成 22 年 10 月 14 日入札が行われ、7 社が応札した結果 A 社が選定されている。リース会社選定の入札においては、物件価格を 31,384 千円と決定した後に、金利と手数料部分につき入札が行われている。すなわち、賃貸借料 33,446 千円のうち物件価格 31,384 千円を除く 2,062 千円については入札により決定されている。

一方、物件価格 31,384 千円の内訳は下記のとおりである。

	物件名	物件価格(千円)	売主
1	歴史博物館データベースシステム	21,770	B 社
2	ニンデンドーDS ガイドシステム		
3	れきはくクイズ道		
4	歴史博物館講堂放送設備一式	3,900	C 社
5	歴史博物館ビデオライブラリー関連機器一式	5,714	D 社
	合計	31,384	

上記の物件価格及び売主の選定は、「大津市歴史博物館委託業務指名競争等参加者選定委員会」が、随意契約により決定している。歴史博物館データベースシステム等は、指名業者によるプロポーザル方式で決定しようとしたが、結果的には 1 社のみ応募により、随意契約が行われている。

(1) リース契約における物件選定ルールの必要性

リース契約を締結する場合に、リース契約の基となる物件の選定に関して明確な規則が存在しない。最終的には、リース会社の選定になるが、実質的に重要なのは物件の選定であり、リース契約の基となる物件選定のルールを明確にする必要がある。

(2) 工事請負契約とリース契約

「歴史博物館講堂放送設備一式」については、放送の機器だけではなく配線の大幅な変更工事が必要となる工事請負を伴うものであり、発注の方法によっては工事請負費になるものとする。このような、工事請負を伴うようなものであってもリース契約の対象とすることが可能かどうか現在のところ明確な規定がない。もし、自由に請負契約とすべきものまでもリース契約にしてしまえるのであれば、請負契約に係わる入札手続の抜け道になる可能性があり、工事請負契約とリース契約の関係につきルールを明確にする必要がある。

2. 小中学校生の入館者数について

平成 24 年度の小中学校生の学校教育目的の利用による来館者は小学校 2 校、中学校 5 校（内 2 校は市外）であり、合計来館人数は 567 名に過ぎない。歴史博物館の常設展示は、大津市の歴史を学ぶ恰好の教材であり、市内小中学校に対して利用促進を働きかけ、教師の研修や児童・生徒の地域学習に役立て、歴史博物館の学校教育目的としての利用をさらに高められるように検討されたい。